

山形県青少年健全育成基本計画

平成22年3月

山形県

明日を担う若者達の育成を目指して

現在、私たちを取り巻く社会環境は、驚くほどの速さで変化を続けておりますが、本県の明日を担う若者達は、総じて健やかに成長しております。

しかし、本県においても、子ども達の人間形成を日常生活の中で支えてきた「家庭の教育力」や「地域の教育力」が、都市化や核家族化の進展、さらには地域における地縁的なつながりの希薄化などにより、低下してきていると指摘されております。

また、多様なメディアによる有害情報の氾濫や生活時間の夜型化の進行に伴い、子ども達が有害サイトを介した犯罪に巻き込まれたり、深夜徘徊事案が増加するなど、次代の担い手が健やかに育っていくには、解決しなければならない様々な課題が生じております。

私たち大人には、子ども達一人一人が、その個性や長所を十分に伸ばし、創造性に溢れ、心豊かで自立する若者に育つことができる環境を整備しておく責務があります。

このため、今般、本県の若者を取り巻く状況に対応し、健やかな育ちに必要な施策展開を図るとともに、家庭や学校、地域社会、企業などが、それぞれ連携を図りながら、社会全体として若者の育成に取り組んでいくために「山形県青少年健全育成基本計画」を新たに策定いたしました。

今後、この新計画のもと、県民をはじめとして、国、市町村、青少年育成関係団体等の協力を得ながら、青少年健全育成に係る諸施策を総合的に推進して参りたいと考えております。

結びに、この計画の策定にあたり、ご協力をいただきました山形県健全育成審議会委員各位をはじめ、貴重なご意見をいただきました多くの県民の皆様方に心から感謝申し上げます。

平成22年3月

山形県知事 吉村美栄子

山形県青少年健全育成基本計画 目次

| | |
|-----------------------------|----|
| 第1章 計画の策定趣旨等 | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 本計画の位置付け | 2 |
| 3 計画の期間 | 2 |
| 4 計画の対象年齢 | 3 |
| 第2章 青少年の現状と取り巻く環境 | 4 |
| 1 現状 | 4 |
| (1) 青少年の人口 | 4 |
| (2) 若者の県外流出の状況 | 5 |
| (3) 基本的生活習慣の状況 | 5 |
| (4) 子どもの意識 | 8 |
| (5) 子どもの基礎的運動能力 | 11 |
| (6) 青少年の活躍 | 11 |
| (7) 少年非行の状況 | 12 |
| (8) 児童生徒の薬物についての認識 | 13 |
| (9) 子どもの携帯電話所持等の状況 | 13 |
| (10) 子どもの不登校等の状況 | 16 |
| (11) 子どものいじめの状況 | 17 |
| (12) ニート、ひきこもりの状況 | 18 |
| (13) 若年者の就労状況等 | 18 |
| 2 青少年を取り巻く環境 | 20 |
| (1) 子どもと地域のかかわり | 20 |
| (2) 青少年が被害者となる犯罪や虐待による被害の状況 | 20 |
| (3) 有害図書類の立入調査・指導件数 | 23 |
| 第3章 県民の意識について | 24 |
| (1) 家庭の教育力の低下 | 24 |
| (2) 地域の教育力の低下 | 26 |
| (3) 子どもと地域のかかわり | 27 |
| (4) 地域社会での活動等 | 28 |

| | |
|-------------------------------------|----|
| (5) 子どものインターネット利用について | 29 |
| (6) 非行を誘発しやすい社会環境 | 30 |
| (7) 青少年の健全育成に最も必要なこと | 31 |
| | |
| 第4章 基本目標、施策の方向性等 | 32 |
| 1 基本目標 | 32 |
| 2 重点課題 | 32 |
| (1) 健やかな成長の基礎となる家庭に対する取り組み | 32 |
| (2) 社会性を育む基礎となる地域に対する取り組み | 33 |
| (3) 青少年自身に対する取り組み | 33 |
| (4) 青少年に有害な環境の浄化と被害防止・保護の取り組み | 34 |
| (5) 困難を有する青少年を支援する取り組み | 35 |
| 3 施策の方向性 | 35 |
| (1) ライフステージごとの施策の方向性 | 35 |
| ①学童期（小学生） | 35 |
| ②思春期（中学生から概ね18歳） | 37 |
| ③青年期（18歳以上） | 39 |
| (2) 各期を横断した施策の方向性 | 40 |
| | |
| 第5章 県民の皆さんへ | 42 |
| (1) 青少年の皆さんへ | 42 |
| (2) 家族（父親・母親、祖父母など）の皆さんへ | 43 |
| (3) 学校（教職員）の皆さんへ | 43 |
| (4) 地域の皆さんへ | 44 |
| (5) 職場・企業の皆さんへ | 44 |
| | |
| 第6章 施策の推進にあたって | 45 |
| | |
| 第7章 施策目標 | 46 |
| | |
| 資 料 | |

第1章 計画の策定趣旨等

1 計画策定の趣旨

- 本県では、これまで平成18年に策定した「やまがた青少年育成夢未来プラン」に基づき、「“やまがた”の未来を担う自立した青少年の育成」をテーマに青少年の健全育成を進めてきました。
- この間、青少年の非行状況をみると、刑法犯少年数は減少傾向にあり、平成18年から平成20年まで3年連続して減少し、少年非行率は全国で最も少ない割合となるなど、多くの青少年は総じて健やかに成長しており、ボランティア活動やスポーツ・文化などの分野で目覚ましい活躍が見られます。
- 一方、国内における状況をみると、青少年を取り巻く社会環境は、少子高齢化、情報化、国際化等により大きく変化する中、長引く経済不況により若年者の高い失業率、不安定な雇用、子どもを抱える家庭の育児不安、青少年が犯罪に巻き込まれる事件の多発など、様々な問題が発生しています。
- 特に近年は、情報化の急速な進展による様々な情報の氾濫の青少年への悪影響が懸念されるほか、フリーター、ニート、ひきこもりなど若者が抱える問題が深刻化しています。
また、青少年の特徴として、自己中心的である、コミュニケーション能力が足りない、自立心が弱い、規範意識が低いことなどが指摘されています。
- このような中、これまでの山形県青少年保護条例を改正し平成21年4月から山形県青少年健全育成条例を施行し「青少年の健全な育成は、青少年が、健康に成長するとともに、思いやりのある豊かな心をはぐくみ、社

会の一員として自覚と責任を持って、次代の社会の担い手として自立することを旨として行わなければならない。」を基本理念として掲げ取り組みを進めています。

- こうした状況を踏まえ、時代の変化に対応した青少年健全育成の推進を図るため、新たな本県の青少年育成の基本計画である「山形県青少年健全育成基本計画」を策定しました。

2 本計画の位置付け

- この計画の策定は、山形県青少年健全育成条例第6条の7に基づいています。また、本県の総合計画を上位計画として、その部門計画として広範な青少年関係の施策の方向性を示すものです。
- さらに、「山形県次世代育成支援行動計画（後期計画）」、「第5次山形県教育振興計画」など関係計画と連携し、子どもの健やかな育成の施策を示すものです。
- また、平成21年7月に成立し平成22年4月に施行される子ども・若者育成支援推進法の内容も考慮しています。

3 計画の期間

- この計画は、平成22年度から平成26年度の5か年の計画を示すものです。ただし、今後の社会情勢の変化に伴い、適切な計画の推進を図るため、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

4 計画の対象年齢

- 概ね小学校就学時から30歳未満までの青少年を対象とします。ただし、施策により乳幼児期の子どもや30歳代の若者も対象とするものもあります。

※ 参考～当計画における用語説明～

「青少年」 概ね小学校就学時から30歳未満までを指します。

「子ども」 大人や親の反対語として使用しています。

「大人」 は20歳以上を指します。

「少年」 は20歳未満を指します。

「児童」 小学生を指します。

「生徒」 中学生、高校生を指します。

注：本計画における各年代の表現は、法令等に基づく区分とは必ずしも一致しておりません。

第2章 青少年の現状と取り巻く環境

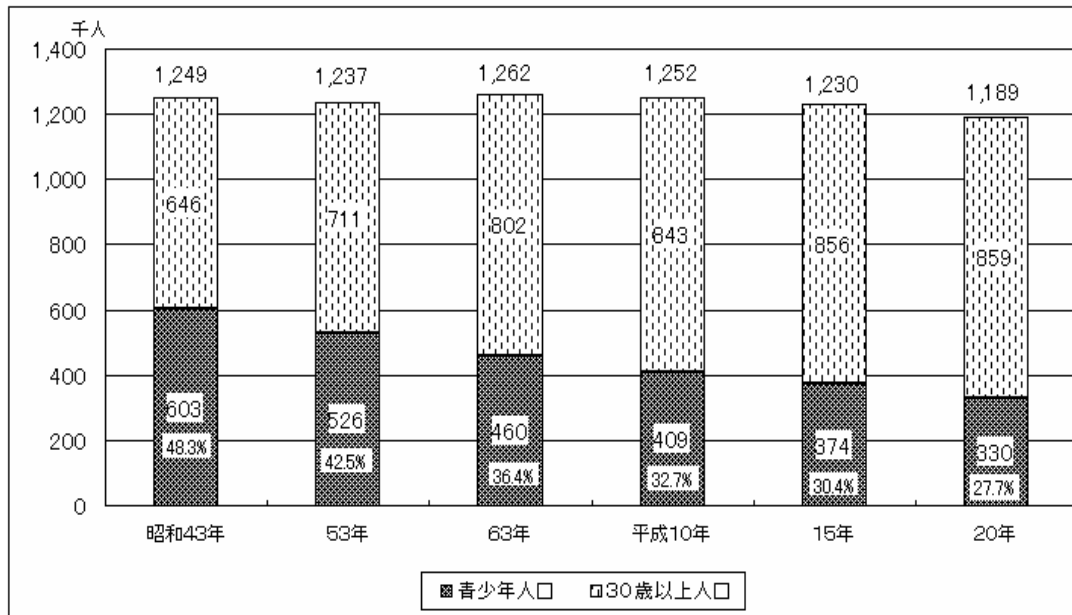
1 現状

(1) 青少年の人口

青少年（0～29歳）の人口は、平成20年10月1日現在で、全国では約38,067千人で総人口の約29.8%となっていて、本県では約330千人で本県人口の約27.7%となっています。

本県の人口に占める青少年の割合は、昭和43年（1968年）は、48.3%と約半数でしたが、平成20年（2008年）には、27.7%と3割を切るまでに減少しています。

・ 青少年の人口の推移



※青少年人口は、0から29歳の計

(出典：山形県社会的移動人口調査)

(2) 若者の県外流出の状況

山形県社会的移動人口調査によれば、県外への転出（平成19年10月～平成20年9月）は21,508人となっており、その内、15歳から29歳までが11,870人を占め全体の55.2%と過半数となっています。年齢別では19歳が1,612人と最も多く、次いで23歳が1,333人、22歳が1,210人と続いています。また、18歳から25歳までは各々800人を超える転出であり、若年層の県外流出傾向が際立っています。

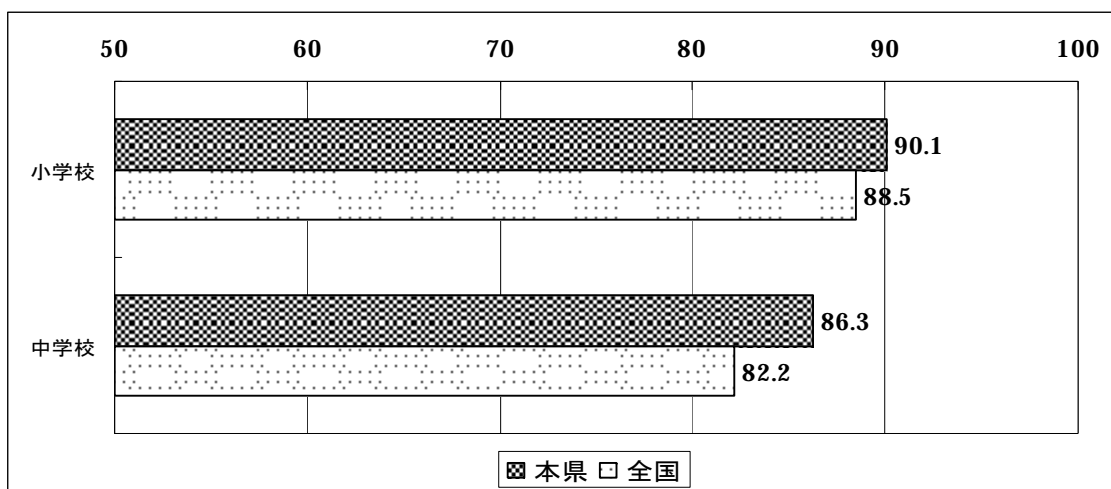
(3) 基本的生活習慣の状況

基本的な生活習慣として、食事・睡眠・娯楽・あいさつ・排泄・着衣などが挙げられます。

① 児童生徒の朝食の状況

「朝食を毎日食べていますか」の問いに対して、本県は小学校、中学校ともに毎日朝食を食べている子どもが、全国より上回っている状況ですが、まだ、朝食を欠食する子どもが見られます。

・ 朝食を毎日食べている児童生徒の割合 (%)



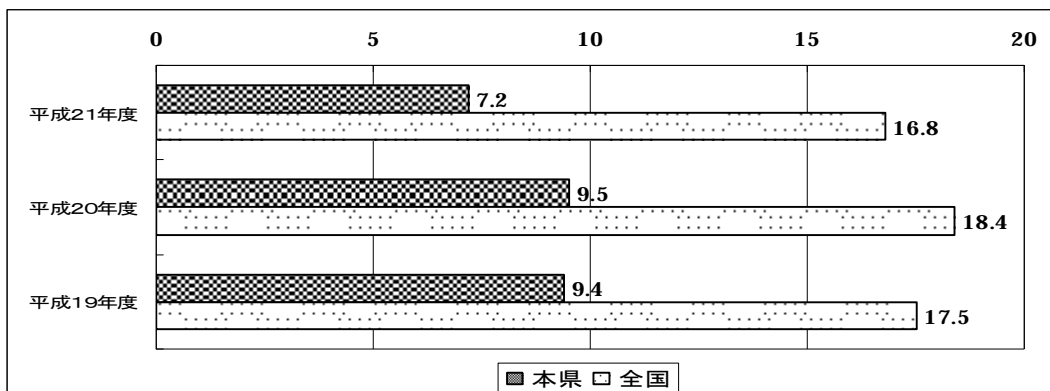
(平成21年度全国学力・学習状況調査結果：文科省)

平成16年県民健康・栄養調査結果報告（山形県）によると、本県の年齢別の朝食の欠食状況は、時々欠食〔週2,3回〕、ほとんど欠食を併せると15～19歳では16.0%、20～29歳代では34.3%と、成人になってから大きく増加し、食事の乱れが見られます。

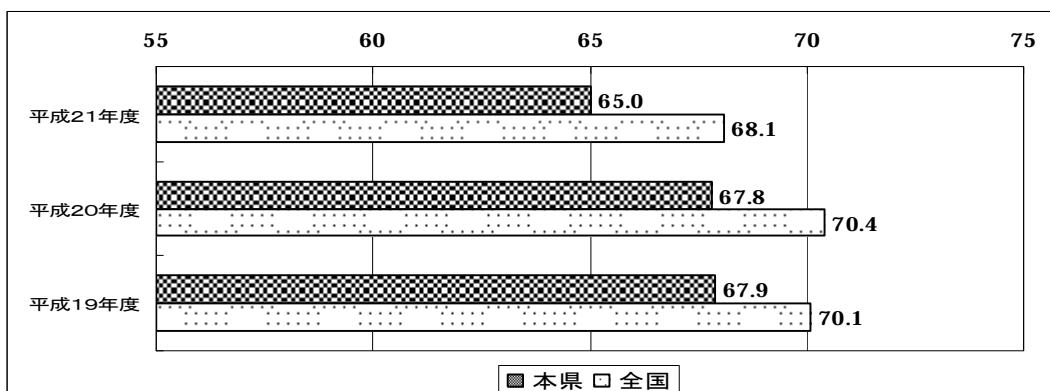
②児童生徒の就寝時間の状況

「普段（月～金曜日）、何時ごろに寝ますか」の問いに対して、「午後11時以降」と答えた児童生徒の割合は、本県の小学生は10%以下で全国の半分程度と規則正しい生活習慣になっています。中学生は全国よりは少ないものの同程度となり、中学生になると夜遅くまで起きている割合が急に増えています。

・ 普段、午後11時以降に就寝する児童生徒の割合（%）
 <小学校>



<中学校>

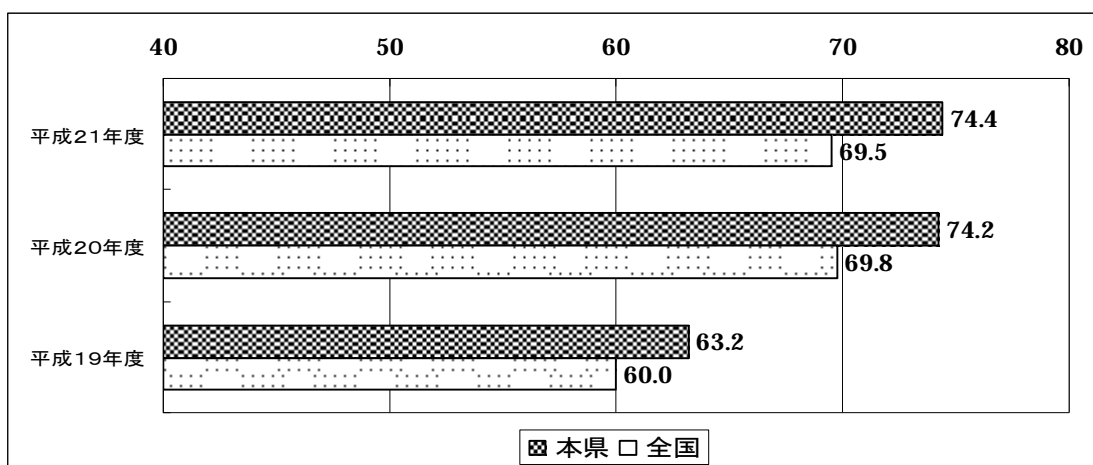


（全国学力・学習状況調査結果：文科省）

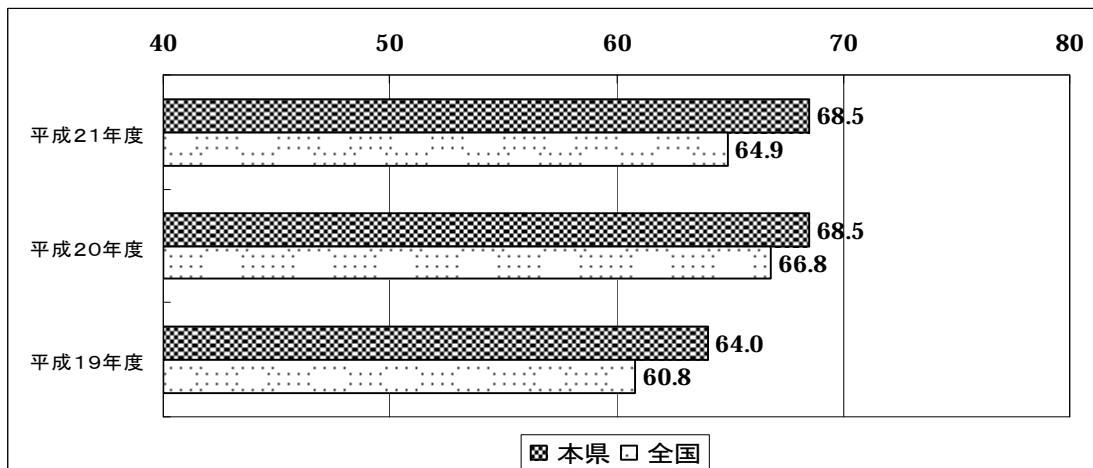
③児童生徒のテレビ、ゲーム等の視聴等時間

「普段（月～金曜日）、1日あたりどれぐらいの時間、テレビやビデオ・DVDを見たり、聞いたりしますか」の問いに対しては、「2時間以上」と答えた児童生徒の割合が、本県の小学生、中学生ともに全国より多くなっています。

- ・ 普段、2時間以上テレビ等を視聴する児童生徒の割合（％）
 <小学校>



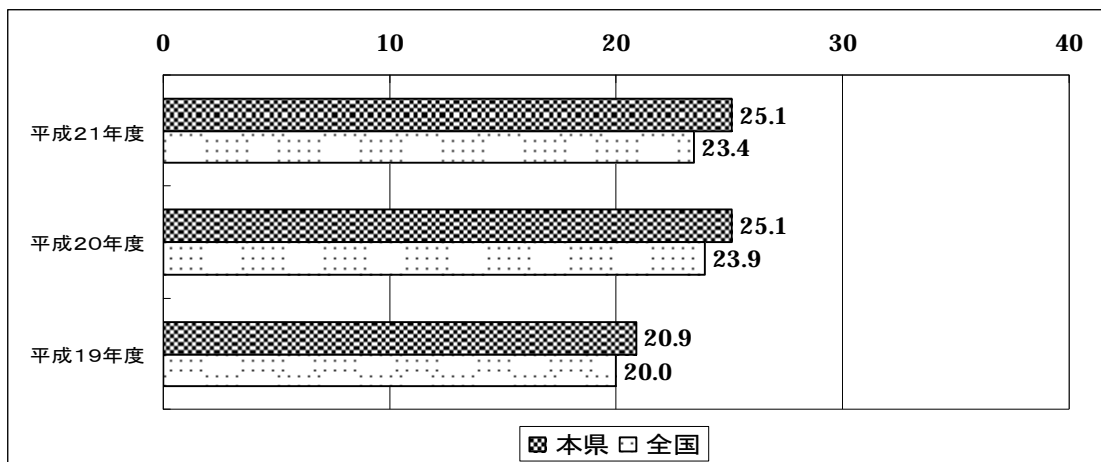
- <中学校>



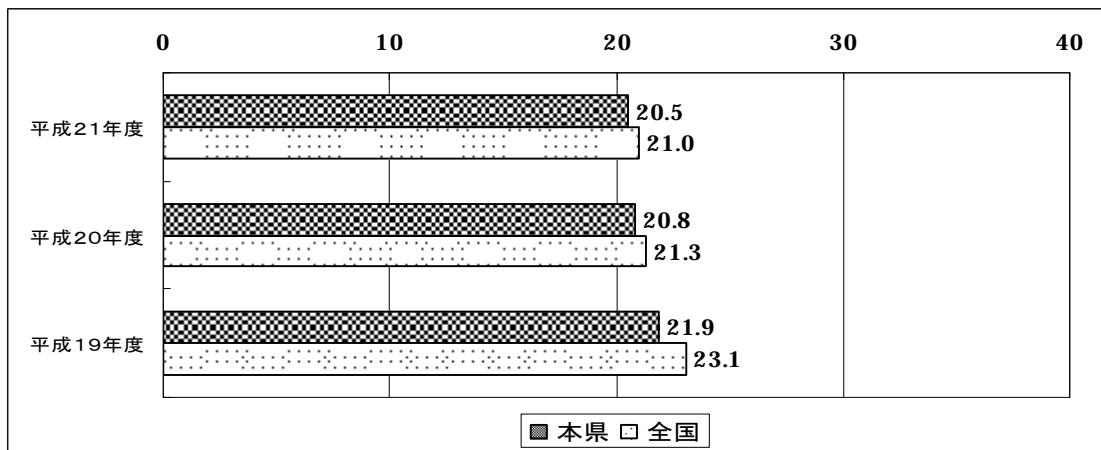
(全国学力・学習状況調査結果：文科省)

また、「普段（月～金曜日）、1日あたりどれぐらいの時間、テレビゲームをしますか」の問いに対して、「2時間以上」と答えた児童生徒の割合は、小学生は全国より多く、中学生は全国と同程度となっています。

・普段、2時間以上テレビゲームをする児童生徒の割合 (％)
 <小学校>



<中学校>



(全国学力・学習状況調査結果：文科省)

(4) 子どもの意識

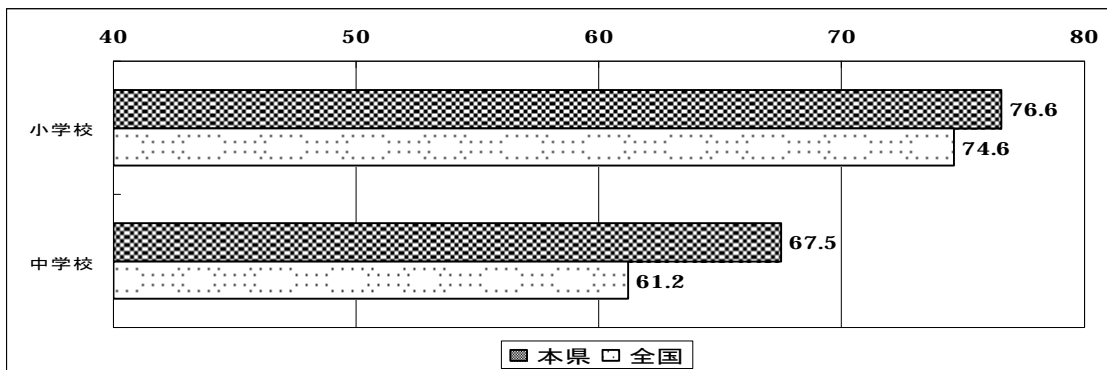
自己肯定感は、本県における「いのちの教育の指針」で3本の柱の一つとしてその育成の取り組みを進めている「自分を大切に思える心」であり、また、規範意識や社会貢献意識は、近年、子どもや若者に失われているといわれています。

①子どもの自己肯定感

「自分にはよいところがあると思いますか」の問いに対して、「当てはまる」、「どちらかといえば、当てはまる」という肯定的な答えは、全国より多く、

小学生で76.6%、中学生でも67.5%の子どもが自己肯定感を持っています。

・児童生徒の自己肯定感 (%)

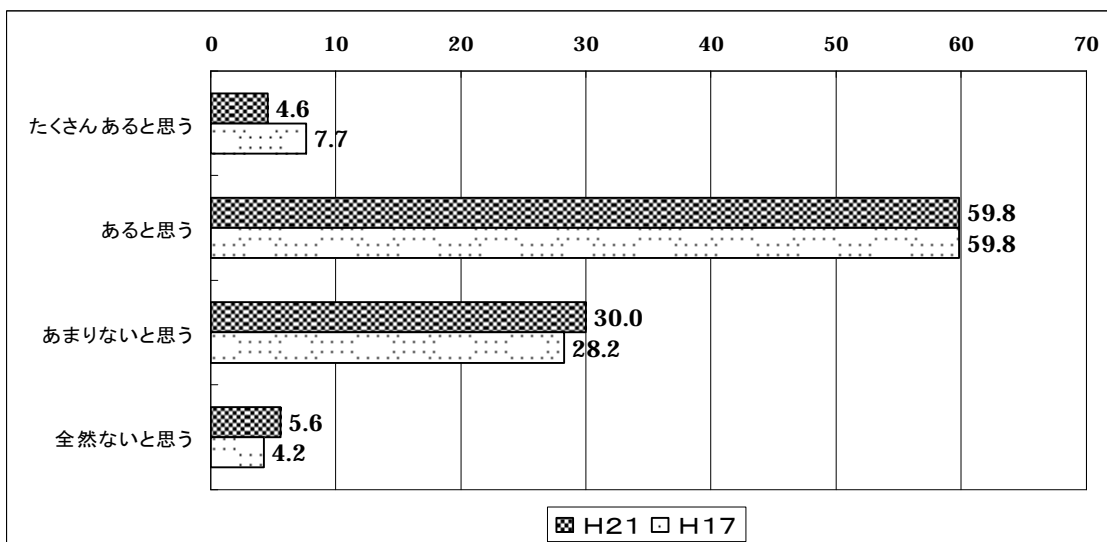


(平成21年度全国学力・学習状況調査結果：文科省)

高校生では、「自分にも何か長所があると思うか」の問いに対して、「たくさんあると思う」と「あると思う」とを合わせた回答は、64.4%で、前回調査より3.1ポイント減少し、前回調査より自己肯定感を持つ割合が低くなっています。

全般に、小学生から高校生へと年齢が増えるにつれて、自己肯定感を持っている子どもの割合が低くなっています。

・高校生の自己肯定感 (%)

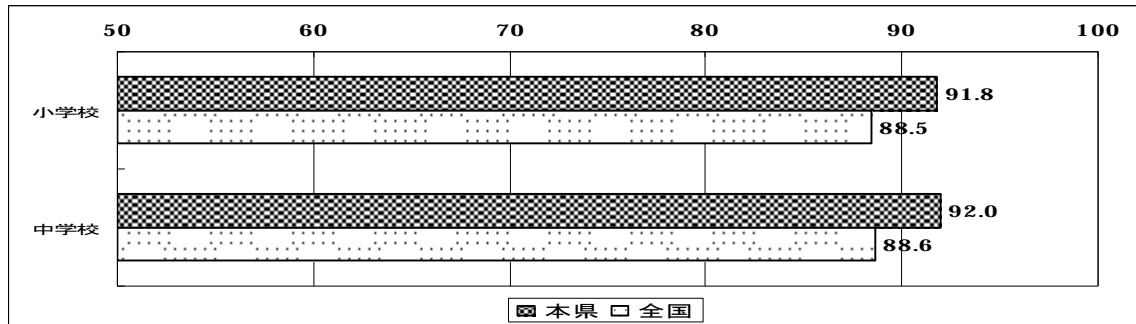


(平成21年度青少年健全育成県民意識調査<高校生>：山形県)

②子どもの規範意識

「学校のきまりを守っていますか」の問いに対して、小学生91.8%（全国平均88.5%）、中学生92.0%（同88.6%）が守っていると答えています。全国より高い割合で規範意識を持っています。

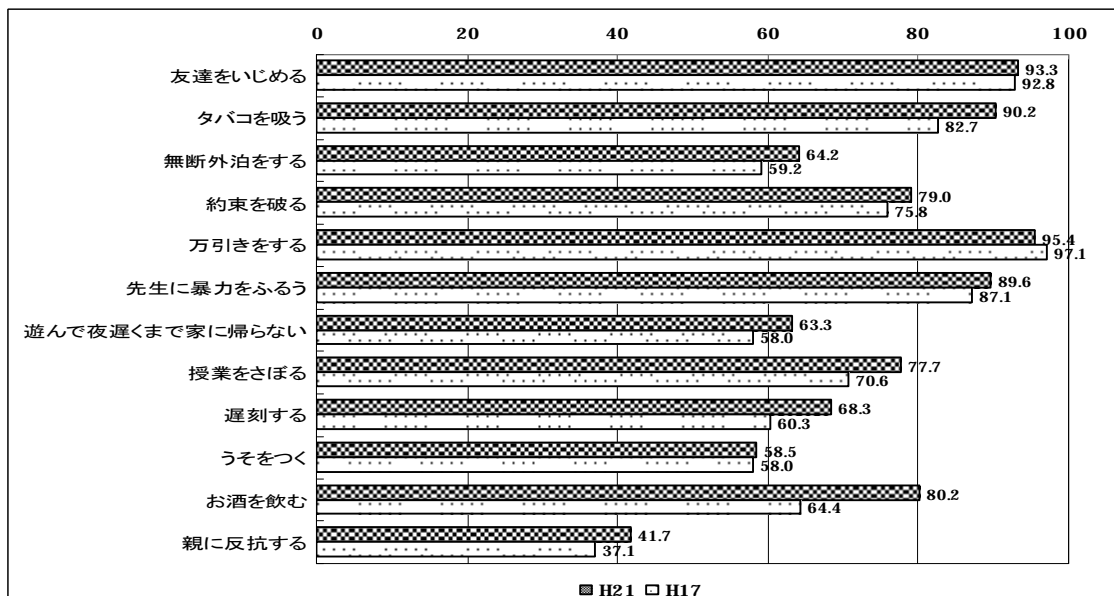
・児童生徒の規範意識 (％)



(平成21年度全国学力・学習状況調査結果：文科省)

また、高校生では、「次のことを高校生がしてはならないと思うか」の問いに対して、「思う」の回答は全般に高くなっています。特に、飲酒に関しては、「思う」の回答は、前回調査より15.8ポイント増加しています。本県の高校生の規範意識は全般的に高まっています。

・高校生の規範意識 (％)

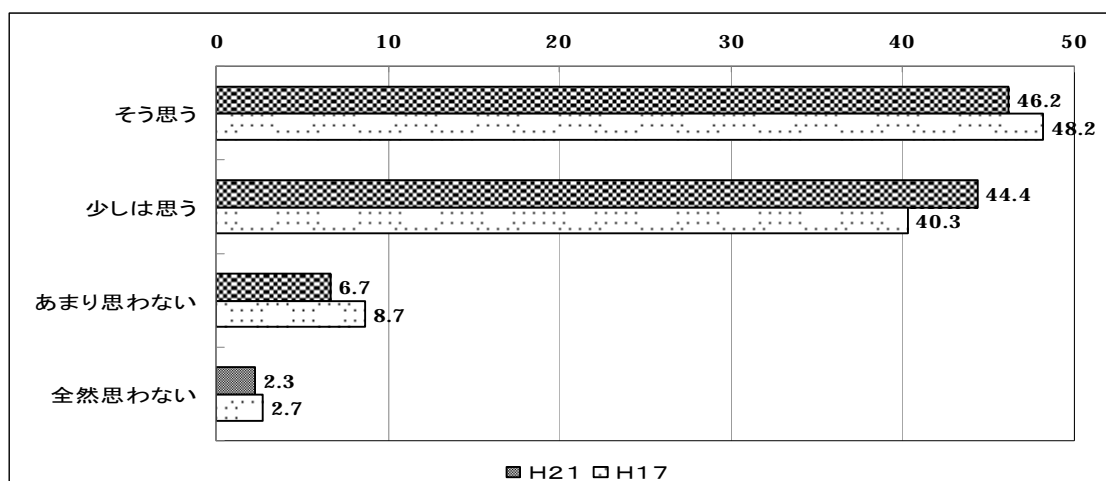


(平成21年度青少年健全育成県民意識調査<高校生>：山形県)

③ 高校生の社会貢献意識

高校生への「社会人になったら何らかの形で社会のために役に立ちたいと思うか」の問いに対して、「そう思う」と「少しは思う」とを合わせた回答は、前回調査より2.1ポイント増加し、90%を超えており、本県の高校生は、高い割合で社会貢献意識を持っています。

・ 高校生の社会貢献意識 (%)



(平成21年度青少年健全育成県民意識調査<高校生>：山形県)

(5) 子どもの基礎的運動能力

「平成20年度体力・運動能力調査（山形県教育委員会）」の報告書によると、県内の児童生徒の運動能力は、上体起こし・反復横とび・20mシャトルランは、ほとんどの年齢で全国を上回っています。小学校の50m走と中学校・高等学校のハンドボール投げにおいて、全国平均を下回っています。

10年間の総合評価の推移として、体力水準の高いグループが増加し、体力水準の低いグループが減少していて、全体として向上しています。

(6) 青少年の活躍

本県では、地域単位の青少年ボランティアサークルの活動が盛んで、県内すべての市町村にボランティアサークルがあり、80を超えるサークルで1,200人以上が地域に根ざした多様な活動をしています。

スポーツ分野においては、全国高校総体でのカヌー競技の連続優勝や県出身者のスケート、新体操でのオリンピック出場など、全国や世界の大舞台に挑戦、活躍する若者が増えています。

また、吹奏楽、合唱、文芸などの芸術や、最上川水系の水質の調査研究などの科学での各賞受賞等、文化的な分野でも本県の青少年は様々に活躍しています。「やまがたスーパー高校生」として表彰された全国的あるいは世界的な活躍をした高校生もいます。

さらに、地域のお祭り等の地域の行事や、地域で行なわれている文化遺産の活動などに大勢の子どもが参加しています。

また、駅前のにぎわいづくりによる地域の活性化活動、太陽光発電システムを使った海外への支援活動、フリースクールの開設運営など、青少年が自らのアイデアで企画し実行している様々な活動も高く評価されています。

このように本県の青少年は、様々な分野で多彩な活動、活躍をしています。

(7) 少年非行の状況

平成18年から20年までの3年間、本県の刑法犯少年（14歳以上20歳未満で罪を犯した少年）の数は連続して減少し、少年非行率も連続して全国最小となりましたが、平成21年は万引きと自転車盗が増えたこともあり、増加に転じています。

また、シンナー等薬物乱用により8人が検挙されています。

平成21年の不良行為少年(非行少年には該当しないが飲酒、喫煙、家出等を行って補導された20歳未満の者)の数は4, 249人で年々減少しています。また、その不良行為の6割は深夜はいかいとなっているのが特徴です。

・刑法犯少年数とそのうち万引き、自転車盗の割合 (件、%)

| | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 |
|--------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 刑法犯少年数 | 629 | 482 | 380 | 510 |
| 万引き | 221 (35.1%) | 133 (27.6%) | 128 (33.7%) | 219 (42.9%) |
| 自転車盗 | 92 (14.6%) | 57 (11.8%) | 43 (11.3%) | 69 (13.5%) |

(山形県警察本部少年課資料)

・不良行為少年数とそのうち深夜はいかいの割合 (件、%)

| | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 |
|---------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 不良行為少年数 | 7,762 | 6,624 | 5,295 | 4,249 |
| 深夜はいかい | 4,745 (61.1%) | 4,075 (61.5%) | 3,388 (64.0%) | 2,543 (59.8%) |

(山形県警察本部少年課資料)

(8) 児童生徒の薬物についての認識

本県の児童生徒に対して実施した薬物乱用に関するアンケートによると、全体として大麻などの薬物の違法性や有害性に関する認識度（91.0%が違法と認識している、83.0%が依存症について知っている）や拒絶意識（93.8%が拒絶）が非常に高くなっています。

・児童生徒の薬物についての認識 (%)

| 回答内容 | 回答率 |
|---------------------------------------|--------------|
| 薬物を使ったり、持っていたりしたらすべて罰せられる | 91.0% |
| 薬物を使った場合、自分の意思で止めるのが難しくなる（依存症） | 83.0% |
| 薬物はどのような理由であれ、絶対に使うべきではないし、許されることではない | 93.8% |

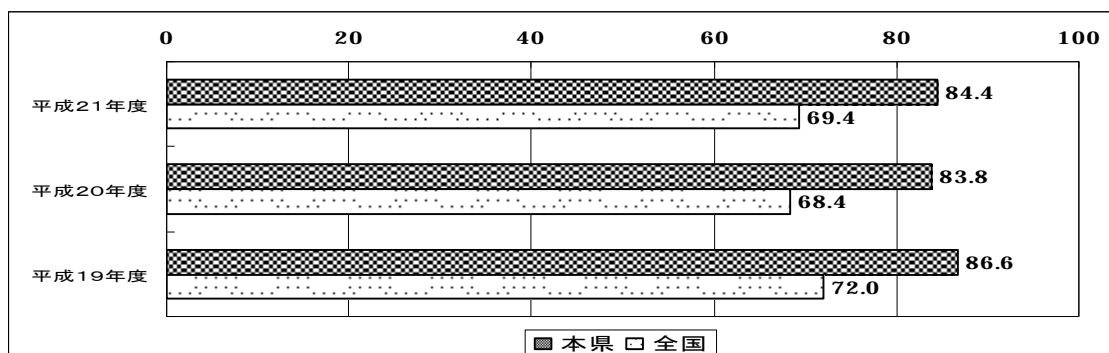
(平成21年9月 山形県「薬物乱用に関するアンケート調査実施結果」)

(9) 子どもの携帯電話所持等の状況

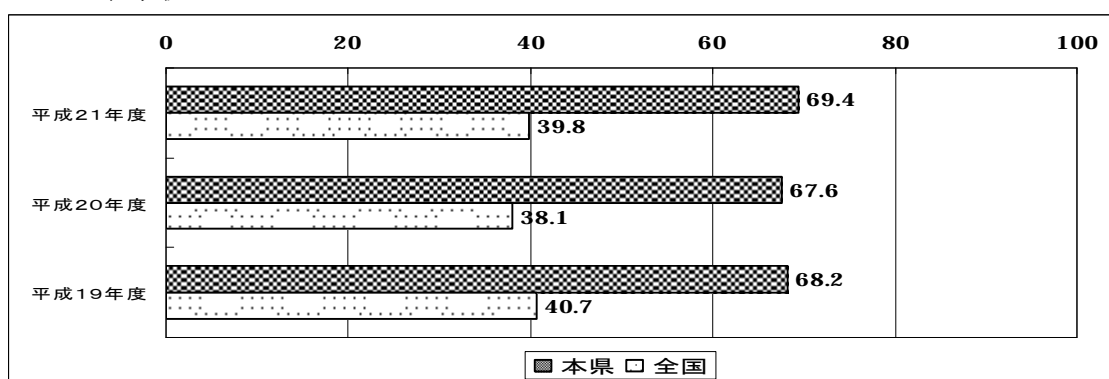
①所持状況

「携帯電話を持っていない」と答えたものの割合は、本県は小学生、中学生ともに全国より高く、小学生で1割強、中学生でも3割程度しか所持していません。

・携帯電話を持っていない児童生徒の割合 (%)
 <小学校>



<中学校>



(全国学力・学習状況調査結果：文科省)

また、平成21年度青少年健全育成県民意識調査<高校生>では、「携帯電話、PHS、パソコンを持っていますか」の問いに、「いずれか(又はすべて)を持っている」という回答は、99.0%で、前回より3ポイント高くなっています。

本県では、高校生になるとほとんどが携帯電話等をもっている状況です。

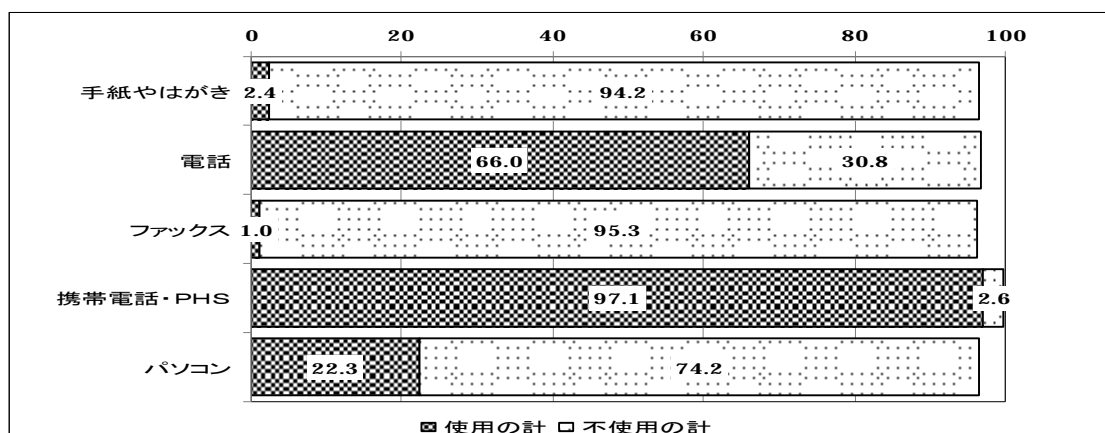
②利用状況

高校生が友達や知り合いとの連絡手段として使うのは、携帯電話が97.1%で前回より5.4ポイント増加し、携帯電話の利用が増えています。

なお、手紙やはがきは、「めったに使わない」、「使ったことがない」を併せると94.2%、FAXは95.3%と利用が極端に少ないです。パソコンも、74.2%が「めったに使わない」または「使ったことがない」と回答していて、携帯電話利用が突出しています。

・ 高校生の友達等との連絡手段

(%)



(平成21年度青少年健全育成県民意識調査<高校生>：山形県)

③フィルタリングの使用

平成21年度青少年健全育成県民意識調査<高校生>で、フィルタリングソフト・サービスについて尋ねたところ、「知っている」という回答は96.1%とほぼ全員が知っていましたが、「使っている」という回答は、32.9%と大きな差がありました。

本県の高校生のフィルタリング使用率が3割程度に留まっている状況は改善する必要があります。

※ 「フィルタリングソフト・サービス」とは、インターネット上の有害情報の閲覧を制限するソフトウェアやサービスのことです。

④出会い系サイト等へのアクセス

平成21年度青少年健全育成県民意識調査<高校生>で、「出会い系サイトにアクセスしたり、テレホンクラブや伝言ダイヤルに電話したことがあるか」の問いに、「ある」と答えたのは、3.5%と少なく、前回調査の約半分になっています。

本県の高校生の出会い系サイト等へのアクセスは少ない状況です。

(10) 子どもの不登校等の状況

①不登校

本県の平成20年度の不登校児童生徒数は、児童、生徒ともに前年より減少し、出現率も全国を下回っていますが、出現率自体は減少傾向にはなっていません。

・不登校児童生徒数（30日以上欠席）の推移 (人)

| | | 平成16 | 平成17 | 平成18 | 平成19 | 平成20 |
|------------|-------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 小学校 | 本県 (出現率) | 170 (0.24) | 167 (0.24) | 194 (0.29) | 177 (0.27) | 155 (0.24) |
| | 全国 (出現率) | 23,318 (0.32) | 22,709 (0.32) | 23,825 (0.33) | 23,927 (0.34) | 22,652 (0.32) |
| 中学校 | 本県 (出現率) | 815 (2.12) | 757 (2.02) | 829 (2.26) | 873 (2.42) | 857 (2.43) |
| | 全国 (出現率) | 100,040 (2.73) | 99,578 (2.75) | 103,069 (2.86) | 105,328 (2.91) | 104,153 (2.89) |
| 小中学校 合計 | 本県 (出現率) | 985 (0.91) | 924 (0.87) | 1,023 (0.98) | 1,050 (1.03) | 1,012 (1.00) |
| | 全国 (出現率) | 123,358 (1.14) | 122,287 (1.13) | 126,894 (1.18) | 129,225 (1.20) | 126,805 (1.18) |

※出現率：全生徒・児童に対する割合（％）

(児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査：文科省)

また、本県の高等学校の不登校生徒数は、依然として500名以上となっています。

・高等学校の不登校生徒数 (人)

| | | 平成16 | 平成17 | 平成18 | 平成19 | 平成20 |
|----|----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 本県 | 不登校生徒数 | 732 | 679 | 649 | 521 | 578 |
| | 1,000人当たりの 不登校生徒数 | 17.9 | 17.2 | 17.0 | 14.2 | 16.2 |
| 全国 | 不登校生徒数 | 67,500 | 59,680 | 57,544 | 53,041 | 53,024 |
| | 1,000人当たりの 不登校生徒数 | 18.2 | 16.6 | 16.5 | 15.6 | 15.8 |

(児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査：文科省)

②高等学校生徒の中途退学

本県の高等学校生徒の中退率は全国より少なく年々減少しているものの、500人程度の中退者がいます。

・高等学校生徒の中途退学 (人、%)

| | | 平成16 | 平成17 | 平成18 | 平成19 | 平成20 |
|----|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 本県 | 中退数 | 626 | 639 | 623 | 537 | 493 |
| | 中退率 | 1.5 | 1.6 | 1.6 | 1.5 | 1.4 |
| 全国 | 中退数 | 77,897 | 76,693 | 77,027 | 72,854 | 66,226 |
| | 中退率 | 2.1 | 2.1 | 2.2 | 2.1 | 2.0 |

※中退率：年度当初の在籍者数に対する中退者の割合

(児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査：文科省)

(11) 子どものいじめの状況

本県のいじめの認知件数は、全国からみればかなり少なく、なおかつ減っている状況です。

・いじめの認知件数 (件)

| | | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|--------|----|---------|---------|--------|
| 小学校 | 本県 | 255 | 160 | 130 |
| | 全国 | 60,897 | 48,896 | 40,807 |
| 中学校 | 本県 | 413 | 334 | 262 |
| | 全国 | 51,310 | 43,505 | 36,795 |
| 特別支援学校 | 本県 | 0 | 6 | 1 |
| | 全国 | 384 | 341 | 309 |
| 高等学校 | 本県 | 311 | 144 | 104 |
| | 全国 | 12,307 | 8,385 | 6,737 |
| 合計 | 本県 | 979 | 644 | 497 |
| | 全国 | 124,898 | 101,127 | 84,648 |

(児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査：文科省)

(12) ニート、ひきこもりの状況

本県のニートの数については、平成19年就業構造基本調査による推計で5,100人となっています。

ひきこもりの数については、平成16年「こころの健康科学研究事業」による厚生労働省関連の実態調査結果に基づくと、2,600世帯あまりと推計され、本県においても相当数のニート、ひきこもりがいると思われます。なお、平成22年4月1日から施行される子ども・若者育成支援推進法では、ニート、ひきこもりへの対応として支援するためのネットワーク整備を規定しています。

※ 「ニート」とは、「非労働力人口のうち、年齢15歳～34歳で通学も家事もしていない者」のことです。

※ 「ひきこもり」とは、「さまざまな要因によって社会的な参加の場面がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が6ヶ月以上にわたって失われている状態」のことです。

(13) 若年者の就労状況等

本県の若年層の平成20年の失業率は、全年齢層の3.7%に対し、15～24歳で7.7%、25～34歳で4.2%、と高くなっています。

また、全国の平成21年3月大学等卒業者の就職率は、大学生で95.7%と前年同期差1.2ポイント低下、短大生で94.5%と同1.9ポイント低下と悪化しています。

なお、本県の平成21年3月高校卒業者の就職率は96.5%で、前年同期差1.8ポイント低下と悪化しています。

このように、若年層の雇用をめぐる状況は依然として深刻です。

また、全国の中学、高校、大学の卒業後3年以内に離職する割合は、それぞれ約7割・約5割・約3割であり、若年者の早期離職も問題となっています。

本県でも、平成17年3月卒業の高校生の47%が3年間で離職しており同様の状況にあります。

全国のいわゆるフリーターは、ピーク時の平成15年の217万人から徐々に減少し、平成20年は170万人となっています。年齢別にみると、年長フリーターには滞留傾向がみられます。

なお、本県のフリーター数は、平成17年で約1万6千人と推計されます。

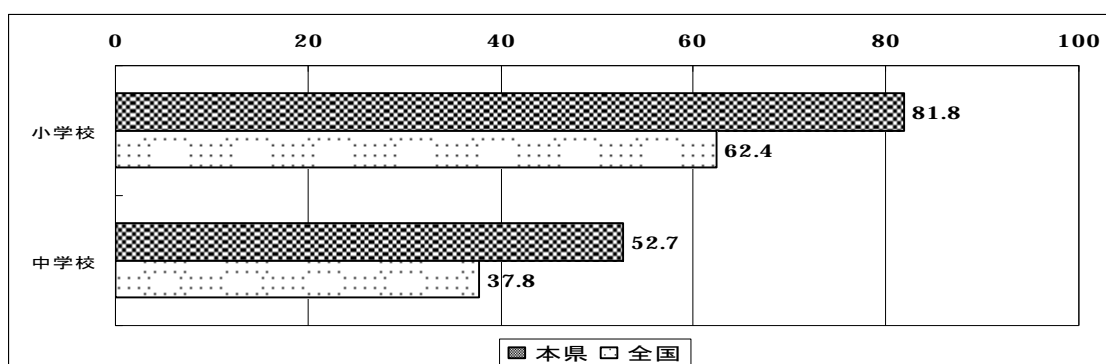
※ 「フリーター」とは、「15歳～34歳の若者（学生と主婦を除く）のうち、パート・アルバイト及び働く意思のある無職の人」のことです。

2 青少年を取り巻く環境

(1) 子どもと地域のかかわり

「今住んでいる地域の行事に参加していますか」の問いに、小学校81.8%、中学校52.7%が参加していると答えており、小学校、中学校ともに全国より肯定的な答えがかなり多い状況です。

・地域の行事に参加している児童生徒の割合 (%)



(平成21年度全国学力・学習状況調査結果：文科省)

また、平成21年度青少年健全育成県民意識調査<高校生>で、地域の催し物などへの最近の参加状況を尋ねたところ、「地域のお祭り」が56.2%で一番多く、前回調査よりも17.7ポイント増加しているなど地域の催しものなどへの参加は増えています。

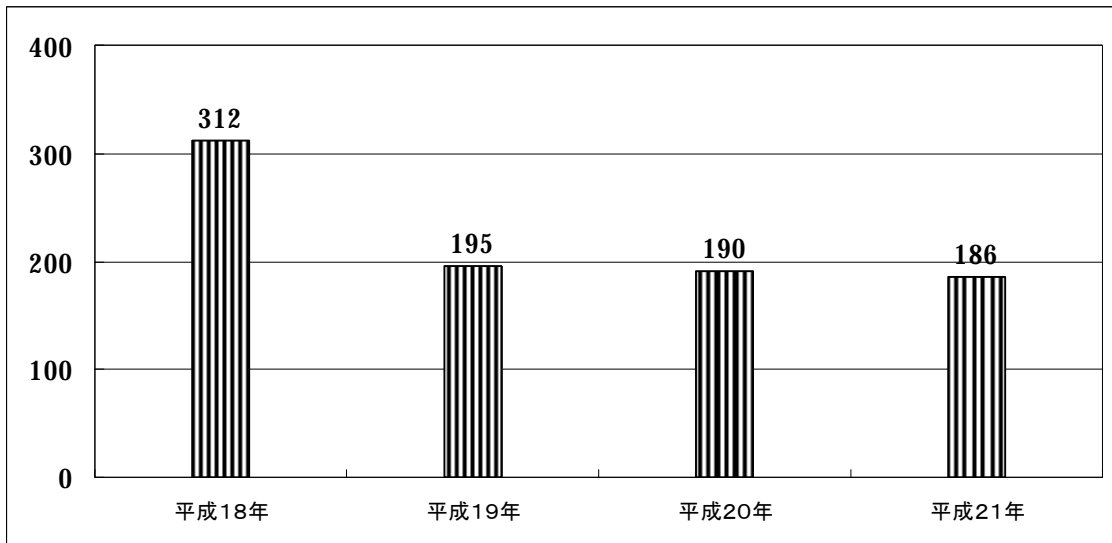
一般的に本県の青少年の地域への関わりは深い状況です。

(2) 青少年が被害者となる犯罪や虐待による被害の状況

①登下校時等の不審者による声かけ等事案

本県の小中高校生の登下校時等の不審者による声かけ等事案については、地域の子ども見守り隊の活動などにより近年は減少してきているものの、まだ、200件程度と多い状況にあります。

・登下校時等の不審者による声かけ等事案 (件)

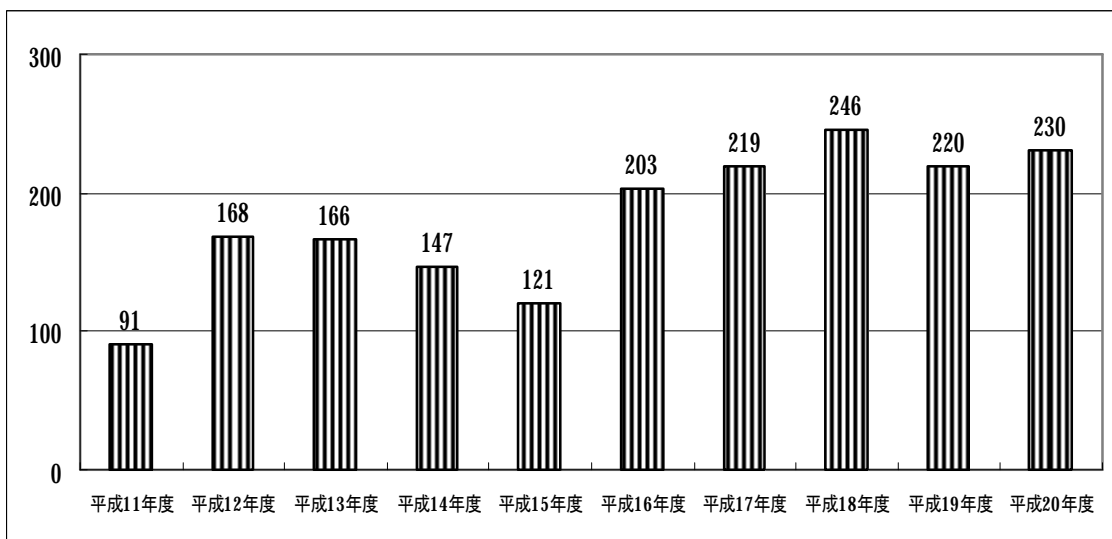


(山形県警察本部生活安全企画課資料)

②児童虐待の状況

本県で児童虐待と認定された件数は、平成16年度から増加に転じていて、200件を超える深刻な状況が続いています。

・児童虐待の認定数 (件)



(山形県子ども家庭課資料)

③インターネット関連犯罪被害

全国で平成20年中に出会い系サイトを利用して犯罪被害にあった児童(18歳未満)は全国で724人で、全被害者の85.0%を占めています。

また、被害児童の出会い系サイトへのアクセス手段は、携帯電話がほぼ100%です。

なお、本県において、平成21年中にインターネット関係で犯罪被害にあった少年は8人です。(うち出会い系サイト関係での被害は1人です。)

最近では、不特定多数への自己紹介を目的とした「プロフ」による被害が問題になっています。さらに、インターネットを利用したオークション詐欺や脅迫での被害も見られます。

本県でも今後の被害増加が懸念されます。

※全国のインターネット関連被害等の状況

平成20年3月に文部科学省が公表した「青少年が利用する学校非公式サイトに関する調査報告書」によると、いわゆる「学校裏サイト」は、全国で約3万8千件あり、そのうち約2千件の内容調査では、誹謗・中傷の言葉が書き込まれているサイトが50%、わいせつな言葉が書き込まれているサイトが37%、暴力誘発の言葉が書き込まれているサイトが27%でした。

また、平成21年5月に文部科学省が公表した「子どもの携帯電話利用に関する調査結果」によると、自分のプロフを公開したことのある高校2年生は、44.3%でした。なお、中学2年生で携帯電話を持っていないものは、約半数が午後11時までには就寝するが、携帯電話で1日平均30件以上のメールの送受信をするものは、約25.3%しか午後11時までには就寝しないなど生活面への悪影響が見られました。

第5回情報化社会と青少年に関する意識調査(平成19年12月内閣府)では、高校生男女の約5割にチェーンメール、高校生女子の約2割に迷惑メールの経験があり、高校生女子の7~8%に中傷やいやがらせの書き込みやメールの被害経験がありました。

全国的にインターネット利用による青少年への被害、悪影響等が発生している状況で、本県も例外ではないと推測されます。

※ 「学校裏サイト」とは、「学校が公式に開設・運営する公式サイト以外で生徒が自主的に開設した掲示板など公開型の情報交流媒体。いわば学校非公式サイト」のことです。

※ 「プロフ」とは、「主に携帯電話で利用されている自分のプロフィールのページを作成できるサービス」のことです。プロフに個人情報が勝手に公開されたり、出会い系サイト代わりに使われたりするなどの問題も発生しています。

※ 「チェーンメール」とは、「連鎖的に不特定多数へ配布をするように求めるメール。不幸の手紙など」のことです。

④性犯罪・福祉犯の被害

本県において平成21年中に強姦・強制わいせつの性犯罪により被害を受けた少年は17人おり、全て女子です。このうち、未就学を含めた児童、生徒の被害は13人となっています。なお、平成19年には、小学生の男子が強制わいせつの被害に遭っています。

一方、児童福祉法、児童買春・児童ポルノ法、県青少年健全育成条例違反等の少年の心身に有害な影響を与え、健全な育成を著しく阻害する犯罪（福祉犯）により被害を受けた少年は男子1人、女子23人となっています。このうち、中学・高校生は18人となっています。なお、相手方と知り合うきっかけとして利用されているのが、携帯電話の出会い系サイトや情報サイトです。

・性犯罪、福祉犯の被害少年数の推移 (人)

| | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 強姦 | 7 | 4 | 5 | 1 | 1 |
| 強制わいせつ | 20 | 23 | 8 | 4 | 16 |
| 福祉犯被害 | 33 | 13 | 21 | 20 | 24 |

(山形県警察本部少年課資料)

(3) 有害図書類の立入調査・指導件数

本県の有害図書類の立入調査では、3割を超える施設に対し改善を指導しています。

・有害図書類の立入調査・指導件数

| 年度 | 立入箇所 | 指導施設 | 比率 |
|------|-------|-------|-------|
| 平成20 | 586箇所 | 209箇所 | 35.7% |

(山形県女性青少年課資料)

第3章 県民の意識について

県は、平成21年10月に、高校生、その保護者および「山形県あすをきずく青少年県民会議」会員（以下「県民会議会員」という。）、計1,497人を対象として、県民の青少年健全育成に関する意識の実態を把握するため、「平成21年度青少年健全育成県民意識調査」を実施しています。

なお、比較は平成16年度（平成17年2月）の同調査との比較です。

また高校生の調査結果の一部については、前章で提示しています。

※ 平成21年度青少年健全育成県民意識調査の対象者及び回答数は、地域、学科を考慮して抽出した15校の高校2年生600人(回答数520人)、その保護者600人(回答数212人)、県民会議会員297人(回答数200人)となっています。

調査は、アンケート調査とし、郵送で回収しました。(高校生は学校で回収しました。)

※ 「山形県あすをきずく青少年県民会議」とは、県内における青少年健全育成県民運動の中心的な活動を行なっている団体のことです。

青少年健全育成県民運動の推進や青少年健全育成の広報啓発などを行っています。

会員数は、1,872人・団体（平成21年3月末）となっており、青少年の健全育成関係者、団体・企業、個人会員から構成されています。

(1) 家庭の教育力の低下

保護者は、「家庭の教育力が低下していると思うか」の問いに、「低下していると思う」という回答が前回調査より7.4ポイント減少していますが、57.1%と半数を超えています。

なお、低下していると思うと答えた人のその理由としては、「過保護、甘やかしすぎる親の増加」が57.9%と一番多く、前回調査より5.1ポイン

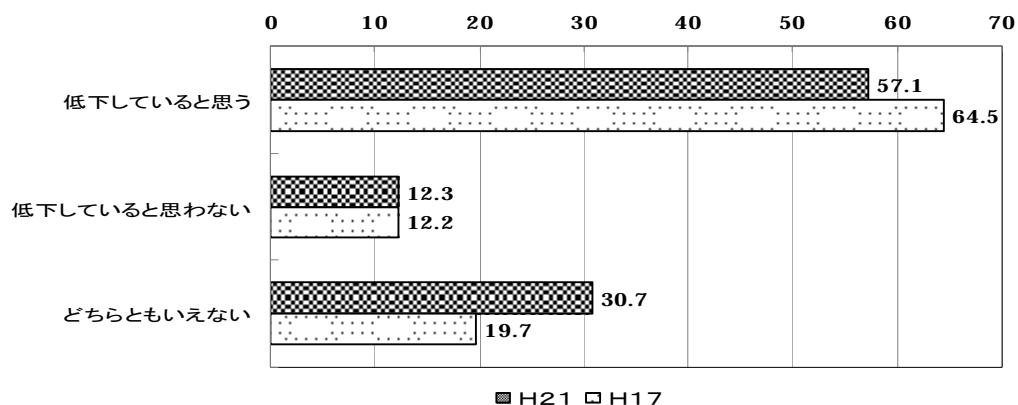
ト増加しています。

県民会議会員は、「家庭の教育力が低下していると思うか」の問いに、「低下していると思う」という回答が前回調査より4.9ポイント減少していますが、81.0%と高い率になっています。

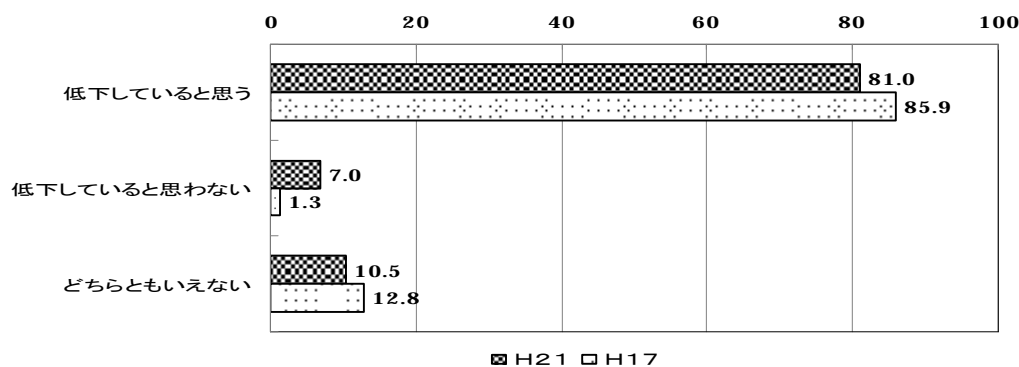
なお、低下していると思うと答えた人のその理由としては、「しつけや教育に無関心な親の増加」が43.8%と一番多く、前回調査より12.5ポイント増加しています。

家庭の教育力が低下していると思う割合は依然として多くなっています。

・家庭の教育力の低下

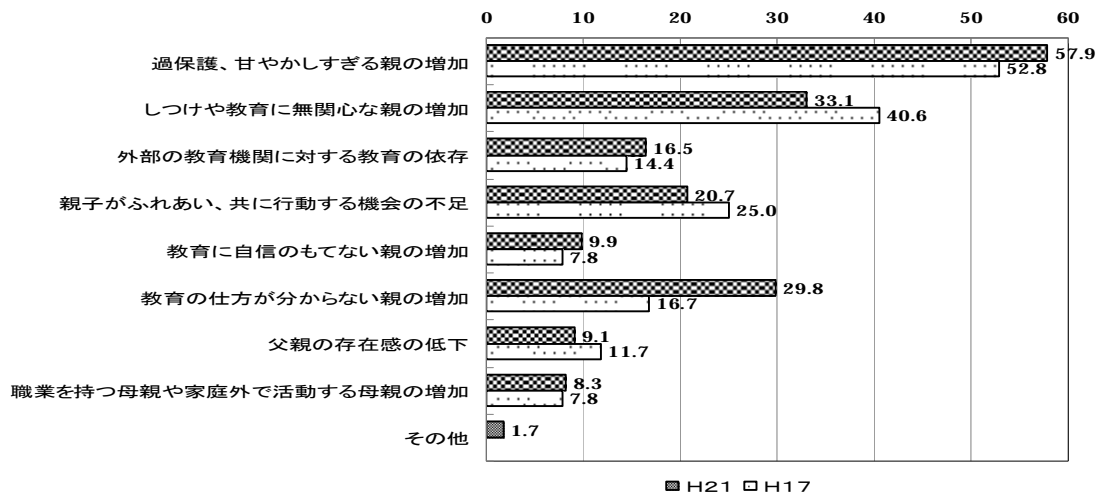


(平成21年度青少年健全育成県民意識調査<保護者>：山形県)

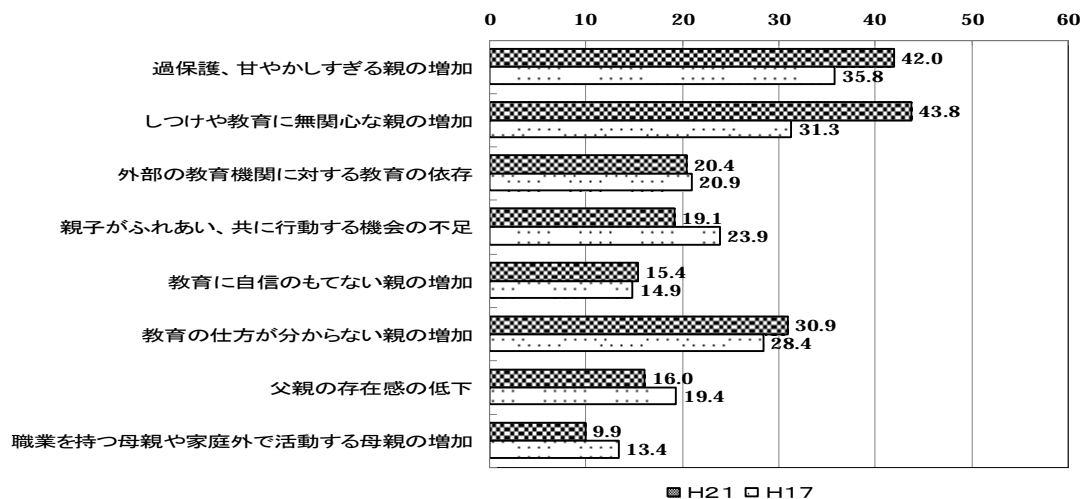


(平成21年度青少年健全育成県民意識調査<県民会議会員>：山形県)

・家庭の教育力の低下の理由（複数回答2つまで）



（平成21年度青少年健全育成県民意識調査＜保護者＞：山形県）



（平成21年度青少年健全育成県民意識調査＜県議会議員＞：山形県）

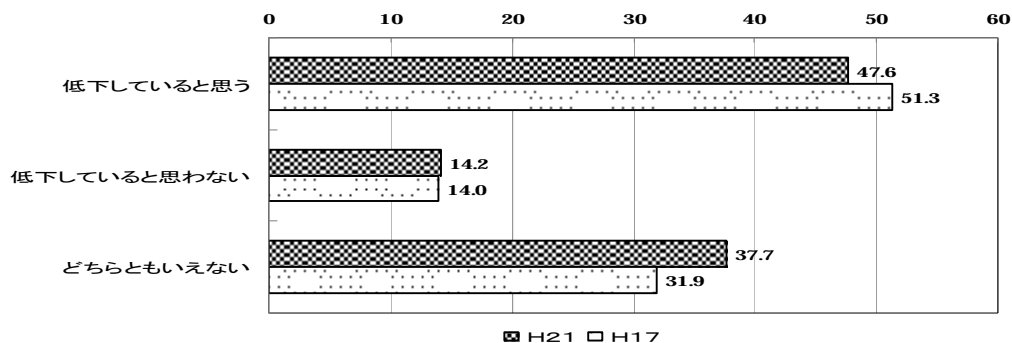
（2）地域の教育力の低下

保護者は、「地域の教育力が低下していると思うか」の問いに、「低下していると思う」が前回調査より3.7ポイント減少していますが、47.6%と約半数でした。

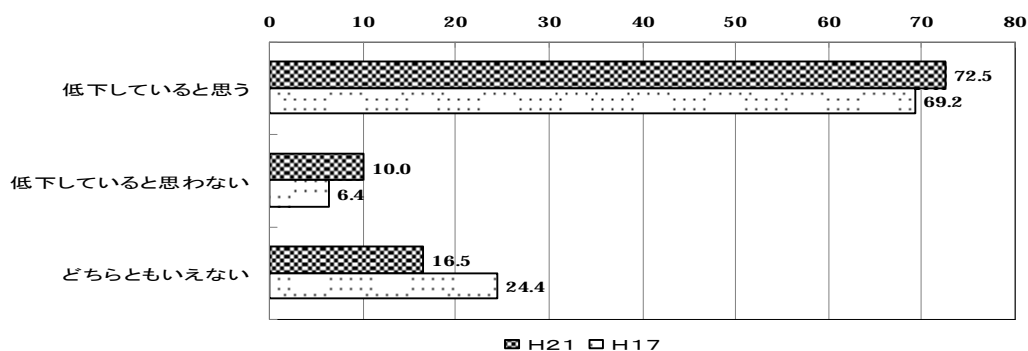
県議会議員は、「地域の教育力が低下していると思うか」の問いに、「低下していると思う」が前回調査より3.3ポイント増加して72.5%でした。

地域の教育力が低下していると思う割合は依然として多くなっています。

・地域の教育力の低下



(平成21年度青少年健全育成県民意識調査<保護者>：山形県)



(平成21年度青少年健全育成県民意識調査<県民会議会員>：山形県)

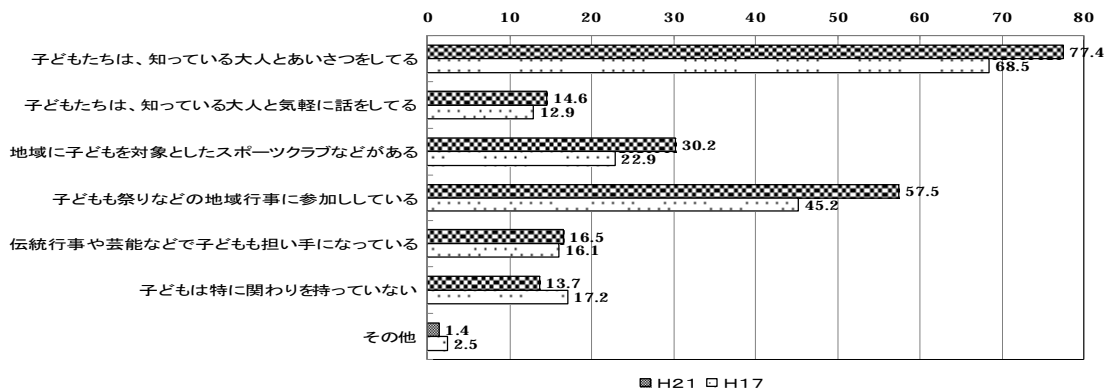
(3) 子どもと地域のかかわり

保護者も県民会議会員も、「あなたの地域では、子どもと地域の人々はどのような関わりをしているか」の問いに、「知っている大人とあいさつをしている」、「子どもも祭りなどの地域行事に参加している」が多い回答でした。

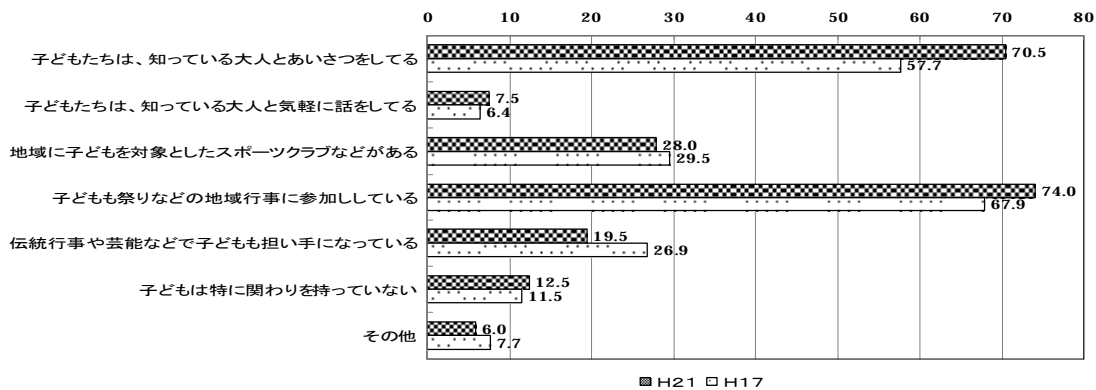
全般に、前回調査より増加しており、子どもと地域はかかわりを持っているという結果になっています。

一方では地域の教育力は低下しているという意識もあり、更に子どもと地域のかかわりの推進を図る必要があります。

・子どもと地域のかかわり（複数回答可）



（平成21年度青少年健全育成県民意識調査＜保護者＞：山形県）



（平成21年度青少年健全育成県民意識調査＜県民会議会員＞：山形県）

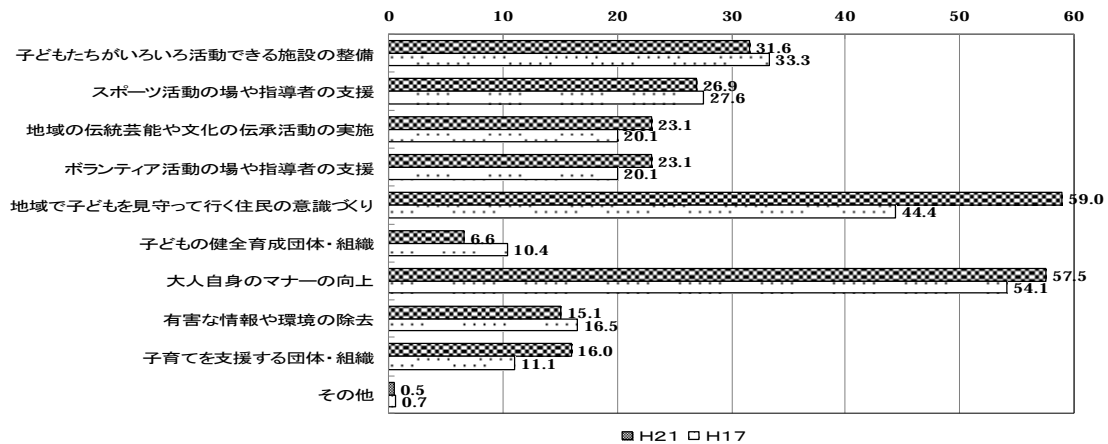
（4）地域社会での活動等

保護者も県民会議会員も、「地域社会でどんなことが子どもの成長に役立つと思うか」の問いに、「地域全体で子どもを見守って行こうという住民の意識づくり」、「大人自身のマナーの向上」が多い回答でした。

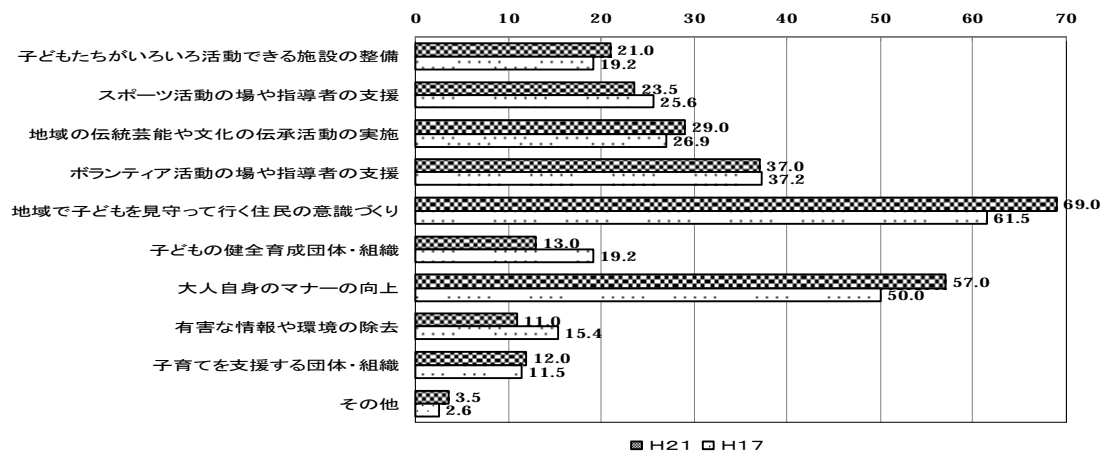
特に保護者の「住民の意識づくり」は前回調査より14.6ポイント増加し59.0%と過半数を超えています。

地域で子どもを見守る活動や「大人が変われば子どもも変わる」県民運動などを引き続き推進していく必要があります。

・地域社会でどんなことが子どもの成長に役立つか（複数回答3つまで）



（平成21年度青少年健全育成県民意識調査＜保護者＞：山形県）



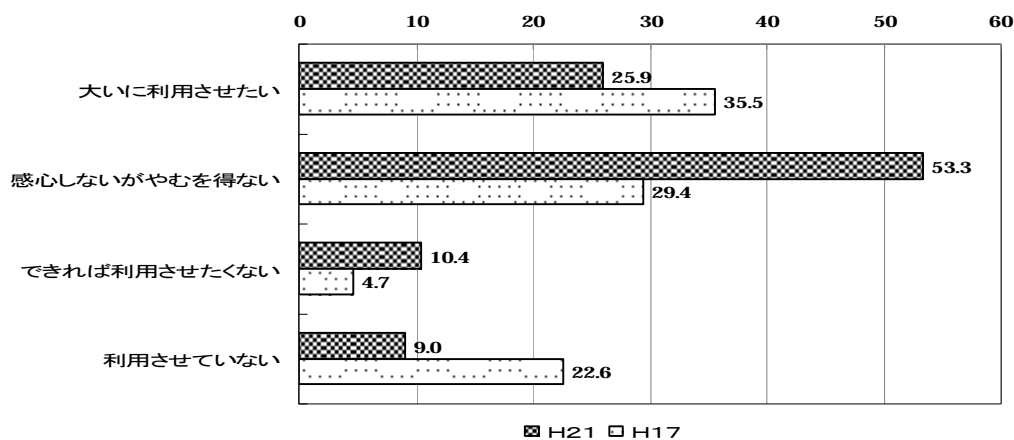
（平成21年度青少年健全育成県民意識調査＜県民会議会員＞：山形県）

（5）子どものインターネット利用について

保護者に子どものインターネットの利用について尋ねたところ、「感心しないがやむを得ない」が53.3%と半数を超え、前回調査より23.9ポイント増加しています。

インターネットが生活に密着してきている状況とインターネット利用の悪影響部分について、保護者の認識が上がってきたものと思われます。引き続きインターネット等の安全な利用について啓発等を進めていく必要があります。

・子どものインターネット利用について



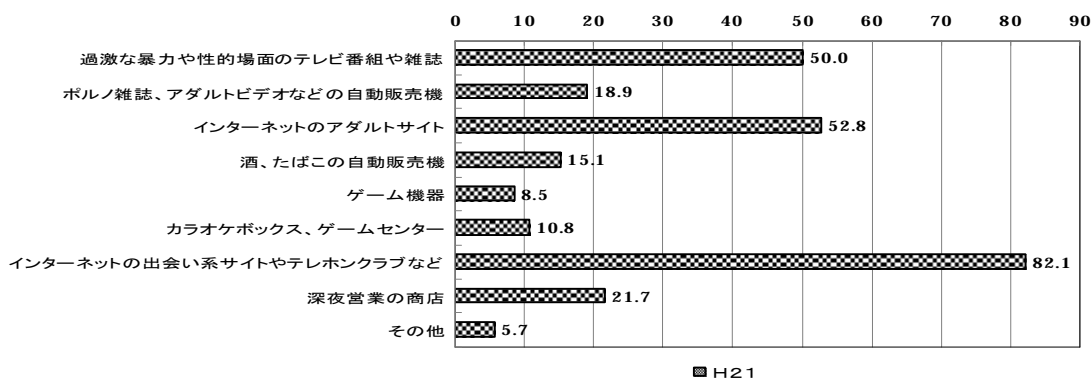
(平成21年度青少年健全育成県民意識調査<保護者>：山形県)

(6) 非行を誘発しやすい社会環境

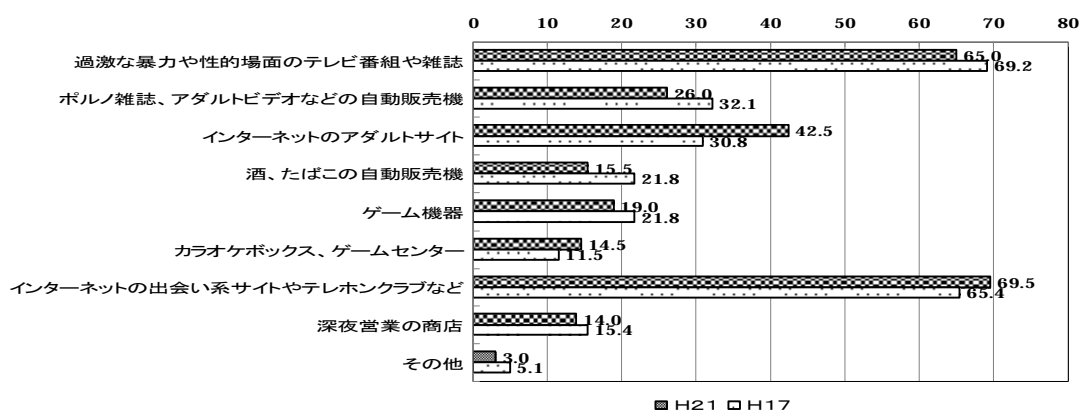
保護者も県民会議会員も、「過激な暴力や性的場面のテレビ番組や雑誌など」、「インターネットのアダルトサイト」、「インターネットの出会い系サイトやテレホンクラブなど」が問題だと回答が多くなっています。

引き続き青少年に有害な環境の浄化活動をすすめていく必要があります。

・非行を誘発しやすい社会環境の問題（複数回答3つまで）



※平成17年は、設問なし
(平成21年度青少年健全育成県民意識調査<保護者>：山形県)



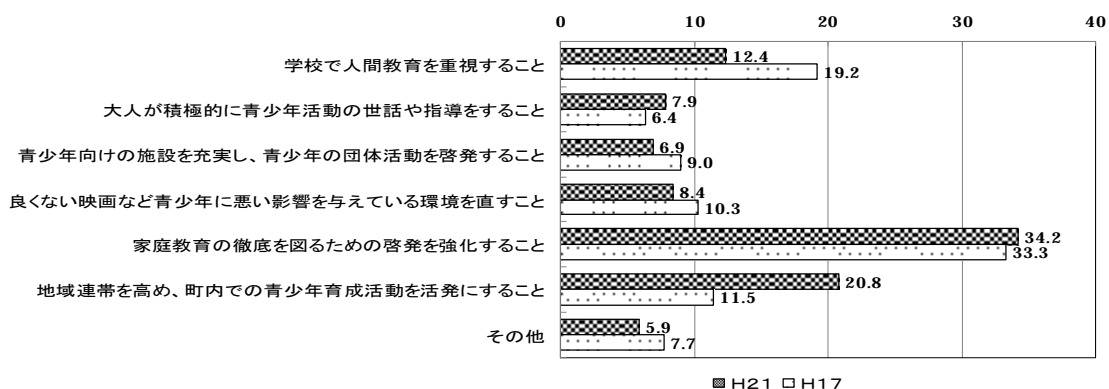
(平成21年度青少年健全育成県民意識調査<県民会議会員>：山形県)

(7) 青少年の健全育成に最も必要なこと

上位3つは、「家庭教育の徹底を図るための啓発を強化すること」が34.2%、「地域連帯を高め、町内での青少年育成活動を活発にすること」が20.8%、「学校で人間教育を重視すること」が12.4%です。特に地域連帯を高め町内での青少年育成活動の活発化は前回調査より9.3ポイント増加して、逆に学校で人間教育重視は6.8ポイント減少しています。

家庭の教育力、地域の教育力の向上を図ることが必要です。

- ・ 青少年の健全育成に最も必要なこと ※保護者には設問なし



(平成21年度青少年健全育成県民意識調査<県民会議会員>：山形県)

第4章 基本目標、施策の方向性等

1 基本目標

基本目標は、「健やかな体と思いやりのある豊かな心を持ち、次代の社会の担い手として自立する青少年の育成」とし、21世紀の山形の未来を担う青少年の育成をめざすこととします。

2 重点課題

青少年の現状や取り巻く環境、さらには県民の意識調査の結果を踏まえ施策を推進するにあたっての重点課題は次の5つとします。

(1) 健やかな成長の基礎となる家庭に対する取り組み

本県のほとんどの児童、生徒は朝食を取っており、また就寝時間も、夜遅くまで起きている割合は、小学生で全国の半分程度であり、基本的な生活習慣についてはおおむね身につけているといえます。

しかし、テレビやゲーム等の時間が全国平均より高いという実態や、過保護、甘やかしすぎる親やしつけや教育に無関心な親の増加も指摘されており、県民会議会員の8割以上が家庭における教育力の低下を懸念しています。

家庭は、生活共同体であるとともに社会の基本的な構成単位であり、家庭そのものが一つの小さな社会です。また、家庭はしつけや基本的な生活習慣を身につけたり、自主性や自立性を育む場として、子どもの育成に重要な役割を担っています。

このため、家庭が持つ本来の機能を十分に果たし、子ども達が基本的な生活習慣や、自主性・自立性を身につけることとなるように、家庭の教育力を高める取り組みを推進していく必要があります。

(2) 社会性を育む基礎となる地域に対する取り組み

本県の小学生の場合で8割以上、中学生にあっても5割以上が地域のお祭り等へ参加しており、また近隣の大人に対しても8割近くがあいさつをしており、地域へのかかわりは深いものがあります。

しかし、一方では、県民会議会員の7割以上が、地域社会が果たしてきた子ども達を社会的に育てる役割や機能の低下を懸念しています。

このため、子ども達が社会的に自立するために必要な知識、経験、社会性を育むために、地域社会や各種団体に取り組みを働きかけるとともに、積極的に支援していく必要があります。

また、地域に対する子ども達の認識を深めるために、地域の自然や歴史・文化などに触れたり、学ぶ教育を充実させ、地域を愛し誇りに思う心の醸成や地域の魅力を実感する機会を拡大していく必要があります。

さらに、地域を愛し、地域で頑張る若者と地域の人々が、お互いを大切に思い、つながりを深める多様な活動の展開に取り組んでいくことも大切です。

(3) 青少年自身に対する取り組み

本県の子ども達は、全国に比較すると自己肯定感を持っている割合が高く、就寝及び食事など規則正しい生活習慣も身につけています。

また、9割以上の子ども達が規範意識を持っているほか、社会貢献意識も高く、少年非行率も平成18年から3年連続して全国最小となり、いじめの件数も全国平均を大きく下回るなど、概ね健やかに成長しています。

しかし、万引きや自転車盗の身近な犯罪の増加や、シンナー等薬物乱用も見られることから、非行に走らない強い心を育む取り組みも進めていく必要があります。

本県若者の失業率は、24歳以下の若者の失業率が県平均の2倍近くで推移しているほか、25歳から34歳の年長フリーターの存在が顕在化しています。

さらに、「7、5、3」と呼ばれる新規学卒者の早期離職の状況も依然として続いており、社会に出て、就業してからの課題が顕在化しています。

このため、勤労観・職業観の醸成、社会生活能力の習得、さらに能力開発、就業支援など、引き続き、総合的に青少年の健やかな成長を支援していく必要があります。

一方、本県若者の県外流出が続いていますが、この傾向に歯止めをかけるためにも、県内外の若者に対し、県内の地域や様々な産業の動向、企業などに関する情報を発信し、県内での就業や、起業などのチャレンジにつなげていく必要があります。

※ 「7、5、3」とは、全国の中学、高校、大学の卒業後3年以内に離職する割合が、それぞれ約7割・約5割・約3割となっていることです。

(4) 青少年に有害な環境の浄化と被害防止・保護の取り組み

本県においても、過激な性描写や暴力描写のDVD、インターネット上での画像などが氾濫しているほか、成人向け図書等の自動販売機による販売もあり、青少年の目につきやすいところに有害情報が氾濫しています。

平成20年度の有害図書類の立入調査では、3割を越える施設が改善を指導されています。

また、出会い系サイトなど、ネット上の有害情報に関連した犯罪被害も発生し、青少年の健やかな成長の大きな妨げとなっております。

小学生、中学生の携帯電話の所持状況は全国平均よりは下回っているものの有害サイトへのアクセスを制限するフィルタリングの使用は、本県高校生の場合でみると、33%弱と少ない状況にあります。

本県高校生の有害サイトへのアクセス率は、3.5%とまだ少ない状況にありますが、こうした悪影響を及ぼすおそれのある社会環境から青少年を守るため、有害環境の浄化を引き続き推進していく必要があります。

また、登下校時の声かけ等事案が、取り組みを強めているにもかかわらず年間200件程度の高い水準で推移しているほか、児童虐待も平成16年度以来、年間200件以上の深刻な状況が続いています。

このようなことから、「大人が変われば子どもも変わる」県民運動の推進

や市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会などとも連携し児童虐待などに対応していく必要があります。

(5) 困難を有する青少年を支援する取り組み

本県においても、不登校、ニート、ひきこもりなど様々な困難や不利な状況に直面している青少年がいます。

平成20年度の本県の小学校・中学校における不登校児童数は、前年度より減少し、出現率も全国平均を下回っておりますが、引き続き取り組みを進めていく必要があります。

本県のニートの若者の数は、平成14年で約5,300人と推計されておりますが、平成19年においても、5,100人存在すると推計されております。

また、ひきこもりについても2,600世帯あまりと推定され、依然として多くの若者が支援を必要とする状況にあります。

このような若者に対して、幅広く関係機関・関係団体と連携して必要な支援を行っていく必要があります。

3 施策の方向性

本章の2において、第2章「青少年の現状と取り巻く環境」及び第3章「県民の意識」を踏まえて、取り組むべき5項目の重点課題を設定していますが、これらの課題に的確に対処していくために、学童期、思春期、青年期の各ライフステージごとに必要な施策及び各期を横断した施策のそれぞれの方向性を示しています。

(1) ライフステージごとの施策の方向性

①学童期（小学生）

学童期には、基礎となる体力・運動能力を身につけ、多様な知識・経験を蓄積し、基礎的・基本的な学力を習得し、家族や仲間との相互関係の中

で自分の役割や連帯感などの社会性を獲得していくことが重要です。これを踏まえ、以下のような施策に取り組みます。

◇家庭の教育力の向上

- 家庭において子どもに規則正しい生活リズムや正しい食習慣を身につけさせるために必要な情報提供や啓発
- 家族のふれあいの推進等のために家庭の日を啓発
- 家庭におけるしつけや子どもとのふれあいなどのやり方・考え方などの家庭での役割とあり方についての学習機会の提供
- 自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識を身につけるために食育を推進
- 家事・育児等への男性の参画の促進

◇基礎学力の習得

- 個に応じた指導を充実させ基礎学力の確実な定着を図る少人数学級編制の推進
- 自分や他人のいのちを大切にすゝる気持ちを育てる「いのちの教育」の推進
- 体育の授業等への地域のスポーツ人材の活用や、将来の世界のアスリートを目指す児童のスポーツ能力等の強化

◇自主性・社会性の育み

- 自然体験や交流による社会体験の充実
- 親と子がともに農業への理解を深めるための農業理解促進研修
- 山形のよき生活文化、知恵及び伝統芸能等を伝承していく「山形ふるさと塾」活動の推進
- 放課後児童クラブの運営や放課後子ども教室の実施などを行う放課後こどもプランを推進
- 子どもの自主性と思いやりを育む幼保小連携の推進
- 志向やレベルに合わせて様々なスポーツ活動に参加できる総合型地域スポーツクラブの創設・育成の支援

- 豊かな感性や表現力を育むための文化芸術の鑑賞機会の確保及び発表の機会の確保
- 環境保全意識を高め、自主的な環境保全活動を促進するための環境学習の推進
- 森林等における自然体験や地域の活動への参加の促進
- 子どもたちの科学する心を醸成するための科学教室の開催等
- プロ野球2軍本拠地誘致の目的であるスポーツ振興を通じた地域の活性化・青少年の健全な心身育成及び野球レベルの向上強化
- 山形の自然などにふれ、地域を愛し、誇りに思う心の醸成

②思春期（中学生から概ね18歳）

思春期には、自分らしさを確立するために模索し、社会的規範や多様な知識・能力を修得しながら、大人への移行を開始することが重要です。これを踏まえ、以下のような施策に取り組みます。

◇家庭の教育力の向上

- 家族のふれあいの推進等のために家庭の日を啓発
- 家庭におけるしつけや子どもとのふれあいなどのやり方・考え方などの家庭での役割とあり方についての学習機会の提供
- 家庭での生活や学習の充実・社会性の伸長のための学校との連携推進
- 自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識を身につけるために食育を推進

◇多様な能力を育む教育の推進

- 個々の能力を最大限に伸ばす教育を実現する少人数学級編制の推進
- 自分や他人のいのちを大切にできる気持ちを育てる「いのちの教育」の推進
- 6年間の一貫した学習環境の下で、生徒一人ひとりの個性を重視した教育を実現する中高一貫教育の推進
- 社会的自立、職業的自立を図るためのキャリア教育の推進

- 運動部活動等に地域のスポーツ指導者を招くなど地域スポーツ人材の活用
- 医学部進学希望者対象の集中講義など高校生を対象に医師人材の育成推進
- 山形県の魅力の理解のために高校生による観光学習等の実施
- 私立学校における特色ある教育展開に向けた支援
- 高等学校等の生徒に対する就学支援

◇自立に向けた社会生活能力の育成

- 青少年の社会参画を促進し、自立性・自主性を育むための取り組みの実施
- 地域青少年ボランティア活動支援センターによる情報の収集や提供等の支援により、県内の地域青少年のボランティア活動を推進
- 林業技術者等の育成確保のため森林林業教室や林業士研修などの実施
- 社会で生きていくための能力や職業観の育成のためキャリア教育の推進
- 科学的な思考や科学技術を専門的に学ぶ意欲を醸成するため先端的科学技術に触れる機会を提供
- 環境保全意識を高め、自主的な環境保全活動を促進するための環境学習の推進及び環境活動の成果の発表の場の提供
- 食・農業やものづくりを支える専門的職業人の育成
- 豊かな感性や表現力を育むための文化芸術の鑑賞機会の確保及び発表の機会の確保
- 山形のよき生活文化、知恵及び伝統芸能等を伝承していく「山形ふるさと塾」活動の推進
- 山形の自然などにふれ、地域を愛し、誇りに思う心の醸成
- 海外の様々な国の人々とふれあう機会の提供
- 若者への地域の魅力や若者の活動に関する情報の提供
- 若者の活動に対する顕彰の実施
- 志向やレベルに合わせて様々なスポーツ活動に参加できる総合型地域スポーツクラブの創設・育成の支援

③青年期（18歳以上）

青年期には、親の保護から離れ、社会の一員として自立した生活を営み、さらに公共に参画し、貢献していくことが重要です。これを踏まえ、以下のような施策に取り組みます。

◇社会的自立の促進

- ものづくり技能強化のため若年技能者の育成
- 職業訓練実施のため産業技術短期大学校、職業能力開発校の運営
- 円滑な就農と確実な定着のため新規就農者の育成支援、農業大学校の運営
- 青年農業者のプロジェクト活動支援などの青年農業者の育成支援
- 厳しい雇用環境にある新規学卒者など若者の就職の支援

◇生涯学習、社会参画の推進

- 青少年の社会参画を促進し、自立性・自主性を育むための取り組みの実施
- 地域コミュニティの重要性等の意識啓発やコミュニティを支援する人材育成研修会などにより地域コミュニティの再生を促進
- 理工系大学生の企画、運営による最先端の科学に触れる機会づくりを支援
- やまがた社会貢献基金の運営、活用などにより、NPO等による県民活動を推進
- 県内の青年サークルや青少年ボランティアOB等のネットワーク化や明日の山形県を担う青年リーダーの育成
- 県外の若者との交流とネットワークの形成支援
- 若者同士の交流による連携や連帯感の醸成
- 若者と県内のトップリーダーの交流の場の提供
- 若者アーティスト等が主体的に芸術文化活動の成果を発表する機会の創出
- 循環型社会形成のための県民運動の推進
- 若者への地域の魅力や若者の活動に関する情報の提供
- 県外へ転出した若者による地域を応援する活動の展開

- 若者の地域活動をサポートする仕組みづくりに向けた検討・仕組みの構築
- 若者の活動に対する顕彰の実施
- 県内外の若者に情報を発信し、県内における就業や起業などのチャレンジを促進
- 若者が地域の人々をつながりを深める多様な活動の促進
- 志向やレベルに合わせて様々なスポーツ活動に参加できる総合型地域スポーツクラブの創設・育成の支援

(2) 各期を横断した施策の方向性

◇青少年健全育成の推進

- 青少年の規範意識の醸成活動の推進
- 薬物の有害性を啓発する薬物乱用防止キャンペーンの実施
- 青少年を交通事故から守るため交通安全対策の推進
- 県民の防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の促進など安全安心なまちづくりの推進
- 見守り隊活動など犯罪から子どもを守るための対策推進
- 「大人が変われば子どもも変わる」県民運動の推進
- 地域ぐるみによる非行防止活動の展開
- 家族のふれあい等のために家庭の日を啓発推進
- 循環型社会形成のための県民運動の推進
- 職業観の育成や技能の習得、就職支援など社会的自立のための支援推進
- 食育県民運動の推進

◇有害環境の浄化

- 有害図書類の指定や立入調査など青少年健全育成条例の運用
- インターネットの有害サイトへのアクセスを制限するフィルタリング使用の推進
- インターネットの安全な利用に関する啓発の効果的な促進

- 携帯電話やインターネット上における有害情報やトラブルから青少年を守る活動・対策の推進
- 関係団体との連携による自主規制等の推進支援
- 地域ぐるみで環境を浄化する活動を展開するネットワークの構築
- 地域における少年の不良行為を助長する有害な環境の排除

◇困難を有する青少年への支援

- ひとり親家庭の児童に対する学生ボランティア・ヘルパーの派遣等による支援
- 発生予防、早期発見早期対応など児童虐待への適切な対応の推進
- 保護者がいない又は虐待を受けるなどして家庭で生活することができない子どもが自立した生活や就労ができるように支援
- 医療給付などによる障がい（児）者への支援
- 民生委員・児童委員の指導訓練に関する費用の負担等の活動支援
- 自殺を防ぐための対面型相談、電話相談、自殺に関する知識の普及啓発等の自殺対策の推進
- ニート、ひきこもり等への幅広く関係機関・関係団体と連携した対応
- 青少年の総合相談窓口の設置

第5章 県民の皆さんへ

山形県青少年健全育成条例には、次のような規定があります。

(県民の責務)

第6条 県民は、青少年が健全に育成されるように自ら努めるとともに、県及び市町村が行う青少年の健全な育成を図るための施策に協力するように努めるものとする。

2 地域住民は、互いに協力し、青少年の健全な育成に資する良好な地域環境の整備に努めるとともに、地域における行事等を通じ、青少年の健全な育成に努めるものとする。

3 学校の関係者その他青少年の育成に携わる者は、その職務又は活動を通じて互いに協力し、積極的に青少年の健全な育成に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条の2 事業者は、事業活動を行うに当たっては、青少年の健全な育成に配慮するよう努めるものとする。

(保護者の責務)

第6条の3 保護者は、その保護監督する青少年を健全に育成することが自らの責務であることを自覚するとともに、青少年に対する深い愛情と理解を持ち、良好な家庭環境の中で青少年を心身ともに健全に育成する責務を果たすものとする。

(青少年の努力)

第6条の4 青少年は、社会の一員としての自覚と責任を持ち、自ら、心身ともに健全に成長するよう努力するものとする。

「山形県青少年健全育成基本計画」を推進していくためには、行政の取り組みとともに、青少年自身や、多くの県民の皆さん、関係者の取り組み、協力が不可欠です。

青少年、家庭、地域の住民の皆さん、学校、企業・職場の方々の積極的な取り組みをお願いいたします。

(1) 青少年の皆さんへ

自ら積極的に考え、学び、行動していきましょう。また、やさしさと思い

やりの心を育て、自主的に社会へ参加することに心掛けましょう。

- ① 健康な心と体をつくりましょう。
- ② 社会で生活していくための様々な能力・知識を身につけましょう。
- ③ 社会の一員であるという自覚を持ち、社会・地域活動に参加しましょう。
- ④ 家族を大切にし、家族の絆を強くしましょう。
- ⑤ 思いやりの心やコミュニケーション能力を高めましょう。

(2) 家族（父親・母親、祖父母など）の皆さんへ

家族の皆さんは、自らの役割と責任を自覚し、子どもの発達段階を正しく認識しながら、愛情を持って個性、適性を把握し、しつけや基本的な生活習慣を身につけさせましょう。

青少年の自主性、自立心を育み、家族同士のコミュニケーション、家庭を取り巻く地域の人々とのコミュニケーションを図り豊かないきいきとした家庭を作りましょう。

- ① 家庭は一番小さな社会の構成単位だという認識を持ち、子どもと関わる喜びを実感し、子どもと接しましょう。
- ② 家庭の教育力を高め、自立心を育みましょう。
- ③ 地域社会での行事、活動、ボランティア活動には、積極的に参加しましょう。

(3) 学校（教職員）の皆さんへ

教師や多くの友達とのふれあい、多様な経験を通じて、自立し社会で生活するための基礎的な知識、能力等を修得させるとともに、規範意識の涵養に努めていきましょう。

また、豊かな心情や自ら考える力を培い、豊かな感性を育てること、「いのちの教育」を進め生きる力を育むことなど、家庭や地域との連携を深め、開かれた、山形県らしい教育の取り組みを進めていきましょう。

- ① 青少年の夢と志を育み、それを実現することの喜びを教えましょう。

- ② 自立した青少年を育み、青少年の意欲的、主体的な社会参加を推進しましょう。
- ③ 地域、職場等との連携を深め、地域で子どもを育てる意識づくりを進めましょう。

(4) 地域の皆さんへ

青少年の社会参加を促進し、「自立」の支援や多様な体験を共にする地域づくり、環境づくりに取り組みましょう。

- ① 地域における行事への参加などで、青少年との交流を深めましょう。
- ② あいさつ、声かけなど青少年と話しをする機会をつくりましょう。
- ③ 子どもたちを地域で育てる、という認識を持ち、安全・安心な環境づくりに取り組みましょう。

(5) 職場・企業の皆さんへ

青少年が働きがいを持って働くことができるよう環境づくりを進めましょう。

また、地域の健全育成活動への参加・支援、学校への支援等にも取り組みましょう。

- ① 青少年が意欲を持って仕事に取り組める環境をつくりましょう。
- ② 青少年の能力開発、技術力の向上に努めましょう。
- ③ 青少年の職業観を育みましょう。

第6章 施策の推進にあたって

施策の推進にあたっては、山形県青少年健全育成条例で、下記のように規定されています。

(県の責務)

第4条 県は、国、市町村、関係団体等と緊密な連携を図るとともに、青少年の健全な育成に関する施策を総合的に推進するものとする。

(県民運動の推進等)

第6条の8 県は、青少年の健全な育成に関する活動が県民が一体となった運動として行われるよう、県民、事業者及び民間団体の当該活動への参加を促進するための情報の提供を行うとともに、当該活動を推進する団体に対し、その自主的な活動が促進されるよう、青少年の健全な育成に関する学習の機会及び情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(施策の公表)

第6条の9 知事は、毎年度、青少年及び青少年を取り巻く環境の状況並びに青少年の健全な育成に関する施策の実施状況を公表するものとする。

具体的取り組みとして、

- ① 青少年に関する行政施策を総合的、有機的に推進するため山形県青少年総合育成本部を設置します。
- ② 県内における青少年健全育成県民運動の中心的な担い手である「山形県あすをきずく青少年県民会議」をはじめとする関係機関・団体などと連携を深めながら施策を進めていきます。
- ③ 毎年度、青少年に係るデータを集約するとともに、施策の内容をとりまとめた報告書等を作成し公表します。

第7章 施策目標

○各重点課題に対応した施策目標値

※現況値は、直近のもの

(1) 健やかな成長の基礎となる家庭に対する取り組み

| 指標名 | 現況値 | 目標値 |
|------------------------------------|-----------------|----------------|
| ①保護者による「家庭の教育力が低下している」と考える人の割合 (%) | 平成21年 57.1% | 平成26年 45.0% |
| ②市町村等における「家庭の日」の啓発等実施割合 (%) | 平成20年度 48.6% | 平成25年度 100% |

(2) 社会性を育む基礎となる地域に対する取り組み

| 指標名 | 現況値 | 目標値 |
|---|------------------|------------------|
| ①県民会議会員による「地域の教育力が低下している」と考える人の割合 (%) | 平成21年 72.5% | 平成26年 60.0% |
| ②YYボランティア活動参加者数 (人) | 平成20年度 1,948人 | 平成24年度 2,000人 |
| ③山形ふるさと塾の活動に賛同して伝承活動をする団体数 (団体) | 平成20年度 235団体 | 平成24年度 280団体 |
| ④放課後子ども教室、放課後児童クラブのいずれかを実施する小学校区の割合 (%) | 平成20年度 70.1% | 平成24年度 80.0% |

(3) 青少年自身に対する取り組み

| 指標名 | 現況値 | 目標値 |
|---------------------------|-------------------|------------------|
| ①県若者就職支援センター利用者数（人） | 平成20年度 23,823人 | 毎年度 20,000人 |
| ②新規高校卒業就職者の県内就職率（%） | 平成20年度 72.0% | ※1 |
| ③青少年アイデアコンテストの応募団体数（グループ） | 平成21年度 16グループ | 平成26年度 30グループ |

(4) 青少年に有害な環境の浄化と被害防止・保護の取り組み

| 指標名 | 現況値 | 目標値 |
|------------------|-----------------|-------------------|
| ①少年被害の刑法犯認知件数（件） | 平成21年 1,570件 | 平成26年 1,500件以下 |
| ②有害図書類の改善指導件数（件） | 平成20年度 209件 | 平成25年度 150件 |

(5) 困難を有する青少年を支援する取り組み

| 指標名 | 現況値 | 目標値 |
|-----------------------------------|------------------|---------------|
| ①小、中学校における不登校児童生徒数（人） | 平成20年度 1,012人 | ※1 |
| ②いじめの認知件数（件） ※小、中、特別支援学校、高校の合計 | 平成20年度 497件 | ※1 |
| ③児童自立生活援助事業の実施箇所数（箇所） | 平成20年度 0箇所 | 平成26年度 1箇所 |

※1：平成22年度に「第5次山形県教育振興計画」の見直しの中で検討する。

資 料

山形県青少年健全育成条例

(昭和54年3月26日山形県条例第13号)

一部抜粋

(目的)

第1条 この条例は、青少年の健全な育成に関し、基本理念及び県等の責務を明らかにし、県の施策の基本となる事項を定めるとともに、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の防止について必要な措置を講ずることにより、青少年の健全な育成に資する良好な環境を整備し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(基本理念)

第3条の2 青少年の健全な育成は、青少年が、健康に成長するとともに、思いやりのある豊かな心をはぐくみ、社会の一員として自覚と責任を持つて、次代の社会の担い手として自立することを旨として行わなければならない。

2 青少年の健全な育成は、すべての県民の協力の下に、家庭、学校、職場、地域社会等あらゆる生活の場において行わなければならない。

3 青少年の健全な育成は、青少年の人権が尊重されるとともに、青少年の発達段階に応じて、必要な配慮がなされなければならない。

4 青少年の健全な育成に関する取組を行うに当たっては、家庭及び学校が果たすべき役割の重要性にかんがみ、家庭及び学校の主体的な取組が尊重されるとともに、その役割を果たすことができるよう配慮されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、国、市町村、関係団体等と緊密な連携を図るとともに、青少年の健全な育成に関する施策を総合的に推進するものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、青少年が健全に育成されるように自ら努めるとともに、県及び市町村が行う青少年の健全な育成を図るための施策に協力するように努めるものとする。

2 地域住民は、互いに協力し、青少年の健全な育成に資する良好な地域環境の整備に努めるとともに、地域における行事等を通じ、青少年の健全な育成に努めるものとする。

3 学校の関係者その他青少年の育成に携わる者は、その職務又は活動を通じて互いに協力し、積極的に青少年の健全な育成に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条の2 事業者は、事業活動を行うに当たっては、青少年の健全な育成に配慮するよう努めるものとする。

(保護者の責務)

第6条の3 保護者は、その保護監督する青少年を健全に育成することが自らの責務であることを自覚するとともに、青少年に対する深い愛情と理解を持ち、良好な家庭環境の中で青少年を心身ともに健全に育成する責務を果たすものとする。

(青少年の努力)

第6条の4 青少年は、社会の一員としての自覚と責任を持ち、自ら、心身ともに健全に成長するよう努力するものとする。

(施策の基本)

第6条の5 県は、青少年の健全な育成に関する施策の実施に当たっては、青少年、県民、事業者、保護者等による青少年の健全な育成に関する自主的な活動を促進し、積極的かつ効果的に行うことを基本とする。

(施策の大綱)

第6条の6 県は、青少年の健全な育成を図るため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

- (1) 青少年の自主的かつ健全な活動の支援
- (2) 青少年の健全な育成を目的とする団体の活動の支援
- (3) 地域住民による青少年の健全な育成に関する活動の支援
- (4) 家庭における青少年の健全な育成の支援
- (5) 青少年を取り巻く環境の改善及び青少年の非行の防止に関する活動の促進
- (6) 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な成長に資する支援

(基本計画の策定)

第6条の7 知事は、前条各号に掲げる事項に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、青少年の健全な育成に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、山形県青少年健全育成審議会の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前3項の規定は、基本計画の変更について、準用する。

(県民運動の推進等)

第6条の8 県は、青少年の健全な育成に関する活動が県民が一体となつた運動として行われるよう、県民、事業者及び民間団体の当該活動への参加を促進するための情報の提供を行うとともに、当該活動を推進する団体に対し、その自主的な活動が促進されるよう、青少年の健全な育成に関する学習の機会及び情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(施策の公表)

第6条の9 知事は、毎年度、青少年及び青少年を取り巻く環境の状況並びに青少年の健全な育成に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(設置)

第19条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項及び青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議させるため、山形県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(会議)

第22条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第22条の2 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

山形県青少年健全育成審議会委員名簿

| | 氏 名 | 所 属 等 | 摘 要 |
|-----|---------|---------------------|-----|
| 会 長 | 日 野 顕 正 | 県あすをきづく青少年県民会議会長 | ○ |
| 副会長 | 細 谷 伸 夫 | 弁護士 | |
| 委 員 | 鈴 木 孝 | 県議会議員 | |
| 委 員 | 田 川 順 一 | 山形労働局長 | |
| 委 員 | 紀 惠理子 | 山形少年鑑別所長 | |
| 委 員 | 竹 田 眞知子 | 県高等学校長会 | ○ |
| 委 員 | 片 桐 理 子 | 県小学校長会 | ○ |
| 委 員 | 遠 藤 正 明 | 県PTA連合会長 | |
| 委 員 | 無 着 道 子 | 県PTA連合会母親委員長 | ○ |
| 委 員 | 田 中 千鶴子 | 青少年育成アドバイザー協議会 | |
| 委 員 | 宮 田 浩 一 | 県子ども会育成連合会長 | ○ |
| 委 員 | 松 村 清 恵 | 山形市青少年指導センター少年相談員 | |
| 委 員 | 深 瀬 勝 照 | 県書店商業組合 | |
| 委 員 | 渡 邊 京市朗 | CD ビデオレンタル商業組合山形県支部 | |
| 委 員 | 上 山 眞知子 | 大学教授 | ○ |
| 委 員 | 寒河江 浩 二 | マスコミ関係者（山形新聞社） | ○ |
| 委 員 | 荒 井 眞智子 | 日本助産師会山形県支部長 | |
| 委 員 | 田 中 裕 子 | 有識者 | |
| 委 員 | 長 岡 好 永 | 有識者 | ○ |

(敬称略、任期：平成21年4月1日～平成23年3月31日、○：計画策定部会委員)

山形県青少年健全育成基本計画策定経過

- 平成21年5月29日 平成21年度第1回山形県青少年健全育成審議会 開催
計画策定部会設置を決定
- 平成21年9月18日 山形県青少年総合育成本部幹事会 開催
- 平成21年9月25日 平成21年度山形県青少年健全育成審議会
第1回計画策定部会 開催
- 平成22年1月7日 山形県青少年総合育成本部幹事会 開催
- 平成22年1月18日 平成21年度山形県青少年健全育成審議会
第2回計画策定部会 開催
- 平成22年1月18日 平成21年度第2回山形県青少年健全育成審議会 開催
- 〃 1月21日
～2月4日 山形県青少年健全育成基本計画（案）についての意見募集
（パブリックコメント）
- 平成22年2月8日 山形県青少年総合本部委員会 開催

山形県青少年健全育成基本計画

発行 平成22年3月

山形県子ども政策室女性青少年課

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号
